

# 和光市デジタルミュージアム紀要

## 第4号



### 目次

<論稿>

下新倉の水神について 安井 翠 p 1

<研究ノート>

午王山遺跡出土遺物の文化財指定に伴う資料整備について 大内一雄 p 39

<資料紹介>

伝牛房遺跡出土土器について 安井 翠 p 53

<実績報告>

平成 29 年度 和光市埋蔵文化財調査年報 江口やよい p 61



2018.3

和光市教育委員会



## 序文

和光市では郷土のゆかりの貴重な文化財などを、後世に伝え活用するために、多くの方々から資料の委託や寄附をいただき、これまで文化財保存庫に収蔵してきました。これらの収蔵物等を広く市民の皆様をはじめ多くの方々にご紹介し、本市の歴史や文化をご理解いただくため、Web上で「和光市デジタルミュージアム『れきたま』」の配信を開始しました。平成24年4月1日の配信開始以来、年間約20,000件閲覧していただいております。そして、『れきたま』の充実を図るべく、「和光市デジタルミュージアム紀要」を創刊し、併せてWeb上において公開をしてから今年度で第4号となりました。本紀要は、和光市文化財保護行政の1年間の成果となっております。

平成29年度の主な成果として、平成30年2月27日に、和光市指定有形文化財である「午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」107点を含む計121点の「午王山遺跡出土品」が和光市の文化財として初めて埼玉県指定有形文化財に指定されました。

今回は、文化財指定に向けて行った午王山遺跡出土遺物の資料整備についての研究や新河岸川河川改修工事のため移動を余儀なくされた下新倉の水神についての論稿を掲載いたしました。また、市民の方に寄附していただきました伝牛房遺跡出土土器の資料紹介、さらに、平成29年度の埋蔵文化財調査年報も併せて掲載いたしました。

有形・無形文化財、民俗的文化財など先人の残した文化財は、本市の貴重な財産であり、後世に残していく責任があります。また、このような文化財の蓄積は、当市の歴史や文化財を学び理解していただく上で有効なものであると考えています。

最後になりましたが、本紀要の刊行にあたりまして日ごろからご指導いただいております埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課、和光市文化財保護委員会委員各位、また、公私ともご多用の中、たくさんのご教示・ご高配を賜りました関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます、あいさついたします。

平成30年3月  
和光市教育委員会  
教育長 戸部 恵一



## 1. はじめに

荒川・新河岸川は、古くから洪水を繰り返し、大雨が降ると近年も浸水被害が発生している。そのため、河川改修工事が現在も続いており、和光市流域では、新河岸川において河川改修工事が行われている。

今回寄贈された「水神の祠」は、新河岸川河川改修工事により、用地買収が必要な地域に位置していた。「水神」とは水に関する神様のことで、舟運が盛んであった川沿いには水神を祀る祠が多く存在している。

水神の祠付近でNPO法人・風の里<sup>1</sup>が活動していた田んぼも用地買収対象地であり、お米作りの活動を終えることとなった。そして、河川改修工事により移転を余儀なくされた水神のため、風の里が主体となって、水神の遷座式<sup>せんざしき</sup>を平成29(2017)年2月1日に開催した。魂抜き<sup>こんぬ</sup>された水神の祠は、当教育委員会に寄贈され、現在、和光市立第四小学校敷地内の文化財保存庫で保管している。

本稿は、お役目を終えた水神について、これまで置かれてきた状況を辿りながら、地域において住民からの信仰を集めた水神としての意義を明らかにすることが目的である。

## 2. 荒川・新河岸川流域と江戸時代の舟運

### (1) 和光市の地形と河川

和光市の地形(図1・図2)は、市の北部に流れる荒川により形成された沖積低地(荒川低地)と市の南部にあたる洪積台地(武蔵野台地)の大きく2つの地域に区分される。

沖積低地とは、形成時期とは関係なく河川の流水によって積み重なってできた平野である。和光市の北側にある荒川と新河岸川は、平野の河川にあたる。荒川は奥秩父の西部、甲武信岳を源として秩父盆地を北流し、途中で越辺・都幾・入間の

諸川を集め、隅田川となって東京湾に注いでいる。新河岸川は、川越に発し、不老・柳瀬・黒目などの古多摩川の名残り川(古い流れの跡)の水や水田の落水を集めて流れ、東京都北区志茂地先で隅田川に合流する。

一方、洪積台地とは洪積世<sup>2</sup>という時代に堆積してできた平野が隆起して台地になった地形である。和光市域において台地の河川は、白子川、谷中川、越戸川などが流れている。和光市の東側を流れる白子川と西側を流れる越戸川は、大きな谷を形成し、行政的、地形的な区分の堺となっている。これらの河川は、谷底が広いが川幅は狭く、水量も少ない河川である。

### (2) 荒川・新河岸川

本稿の目的である水神の意義を理解するために、平野の河川の荒川・新河岸川である2つの川に焦点を当てることとする。

埼玉県を流れる利根川、荒川、新河岸川は、江戸時代の正保4(1647)年に川越城主松平信綱<sup>まつだいらのぶつな</sup>によって河岸場<sup>3</sup>が整備されて以来、江戸時代から明治前期まで、舟運が交通・運輸に大きな役割を果たした。和光地域でも、かつての重要な物資の輸送手段は舟運であり、新倉河岸と芝宮河岸<sup>4</sup>の2つの河岸があった。

新倉河岸は、新河岸川が荒川に合流する地点で、「河の口」と呼ばれていた<sup>5</sup>。江戸・東京から川越へ行く船の泊まる場所であると同時に、ノツケ<sup>6</sup>の人足を調達する場所でもあった。

芝宮河岸は、荒川沿いにあり、文政期(1818-1829)以前に開設されていた。芝宮とは、下新倉村にある1つの地名である。新編武蔵國風土記に小名として柴宮の記述<sup>7</sup>が残されている。

## 3. 荒川・新河岸川の氾濫

江戸時代、荒川・新河岸川の舟運は交通手段の1つだったが、両川は蛇行して流れていたため、

大雨のたびに洪水を繰り返していた。

洪水から耕地や家を守るため、人々は堤防を築いてきた。越戸川と白子川の間の台地側の水田を荒川の洪水から守るための堤防、土手である。越戸川から白子川の間長い堤防は、新倉と下新倉の沖積地を大きく2つに分け、新倉は堤内地となった。一方、荒川・新河岸川は、洪水を繰り返していたにもかかわらず、堤外地となり、土手が作られなかった。堤外地となった理由として、3つの悪条件<sup>8</sup>が重なったからである。

第1に、地形的に安定していなかったことである。全体としては南側の台地縁から次第に低くなっていくのであるが、そのもっとも低くなった所が堤外地である。しかも、荒川、新河岸川沿いは荒川の形成した自然堤防によってやや高くなった土地が帯状に広がっており、洪水によってこの低地に流れ込んだ水は荒川、新河岸川へ流出することができず、低湿地を形成していた。

第2の悪条件は、荒川あるいは新河岸川の氾濫が毎年のようにある洪水常習地域であったことである。

第3の悪条件は水の確保が十分にできなかったことである。洪水常習地で、低湿地でありながら、水を確保できなかったことは不思議に思えるが、荒川や新河岸川の水を用水として利用できなかったことがまずもっとも大きな理由とされる。流れに沿って自然堤防が形成されていて、川の水面は低く、そのため取水することは困難であった。

しかし、この堤外地も明治43(1910)年の大水害<sup>9</sup>によって、大きな局面を迎えることになる。和光市域では荒川・新河岸川が氾濫し、埼玉県東部が浸水被害<sup>10</sup>にあった(図3)。この水害を契機に、長い間人々を悩ませていた洪水を解決するため、明治44(1911)年から荒川の河川改修工事が開始された。新河岸川の工事は、荒川工事より遅れること10年後、大正10(1921)年より本格化した(図4)。

河川改修工事によって、川筋が整形され、洪水等の水害が少なくなる一方で、水量が保てず舟の運航に差し障りが出てきたため、昭和10(1935)年頃、江戸時代から続いた舟運の幕が下ろされた。

#### 4. 新河岸川の河川改修工事と水神の移動

大正7(1918)年から昭和8(1933)年にかけて、荒川の河川改修工事が荒川放水路から上流に向かって進められていく過程で、新河岸川は国により荒川との分離工事が行われた。そして、国の工事と並行して、埼玉県は大正10(1921)年から昭和5(1930)年にかけて分離された新河岸川の上流の改修工事を行い、ほぼ現在の流れが形成された<sup>11</sup>(図5)。

また、新河岸川の治水工事は、昭和43(1968)年に始まり、昭和54(1979)年に総合治水対策特定河川事業<sup>12</sup>の対象河川となり本格化した。昭和57(1982)年・平成3(1991)年・平成10(1998)年・平成11(1999)年に降った大雨は浸水被害をもたらし、治水安全度の向上を図ることが課題となっていることが明らかになったため、埼玉県は平成18(2006)年に「河川整備計画」を告示した。

この計画は河道の拡幅、河床掘削、築堤により河積を拡大し、浸水被害の軽減を図るのが目的で、和光市流域の新河岸川も河川改修工事の対象地となっている。白子川との合流点から越戸川との合流点までの区間約2.6キロが平成29年2月現在で未改修であり、そのうち、白子川との合流点から新河岸川水循環センターまでの約1.5キロの区間を重点区間として河川改修工事事業<sup>13</sup>が行われている(図6)。

この河川改修工事事業のため、用地買収地に位置していたのが、今回寄贈された「水神の祠」である。平成28(2016)年12月時点で和光市清掃センター東側下新倉6丁目13番地新河岸川流域に祠があった(図7・図9)。この祠は「水神宮」の文字があったため、水に関わる神様の水神であることが明らかである(図10)。

河川や水にまつわる信仰対象として、舟運が盛んであった川沿いには、水神をまつる祠が多く存在している。水神には、多種多様な霊験があるとされ、財団法人リバーフロント整備センターによると大きく4つに分類<sup>14</sup>できる。

①天候・気候に関するもの。洪水を防ぐ一方で、

恵みの雨を降らせてくれる。また、落雷を防ぐなど雷を制圧してくれる。

②人間生活に関するもの。子どもを恵み、安産させてくれる。病気を治し、水難・溺死のないように守ってくれる。

③自然環境に関するもの。湧き水や水辺の環境を守り、自然環境が荒らされるのを防止してくれる。

④水運に関するもの。船の安全な航行や河岸場・渡船場の安全を守ってくれる。また、船問屋などの商売繁盛をさせてくれる。

上記の4つすべての願いを込めて、この水神は建てられたと考えられる。

また、水神の祠があった付近で平成26(2014)年よりお米作りの活動をしていた風の里の田んぼも用地買収対象地となっていた。風の里の副代表、副島元子氏によると「水が豊富で渡り鳥やセリなどの動植物にとっても恵まれた環境で稲作りができた。11月23日には、新倉氷川八幡神社の宮司をお呼びして新嘗祭を行い、稲の収穫を祝い来年の豊作を祈願した。また、水神の祠の南側に住まわれていた方が、水神のお世話をしてくださっていた。」と当時の様子がわかるお話をいただいた。そして、平成28(2016)年の収穫を最後に風の里のお米作りの活動が終了した。

そこで、風の里の代表佐藤妙泉氏が主体となって、河川改修工事で移転を余儀なくされた水神のため、平成29(2017)年2月1日(水)に水神の遷座式が開かれた(図11)。当日は、市民の方をはじめ、埼玉県朝霞県土整備事務所の職員、当教育委員会の職員も参列した(図12)。そして、水神の魂抜きが行われ、水神はお役目を終えた。寄贈された水神の祠は、現在、第四小学校敷地内にある文化財保存庫(図9)で保管している。

## 5. 水神の祠

今回、お役目を終えた水神の記録を後世に残すため、水神の略図(図13)や各所の拓本(図14-図29)作業を行い公開することとする。

水神の正面には、「下新倉村中」と刻まれている(図13・図16)ため、下新倉地域の水神だとわかった。

祠は、形からいくつかの形式に分類できる。平面が四角で、宝形造りあるいは切り妻型の屋根を持つ「石殿<sup>せきでん</sup>」と呼ばれるもの。寺院のお堂が原型である。また、「石祠<sup>せきし</sup>」と呼ばれる平面が長方形で流れ造りの屋根を持ち、前に屋根を支える柱が2本立つ。石祠は、神社の社を模している。下新倉地域の水神は、寺院のお堂が原型の「石殿」と考えられる(図17・図22)。

大波の上を鳥が2羽飛んでいる図20と小波の上を鳥が3羽の図25は、波千鳥という模様である。千鳥は、河原や海辺に見られその遊ぶさまや群飛ぶさまなど数多くの文様に使われている。波頭を白く泡立てる荒波は人生に例えられ、大きい波も小さい波も一緒に乗り越えていくという意味がある<sup>15</sup>。

図21と図26では、水神の世話人の名前が刻まれている。世話人とは、運営や事務等に携わり面倒をみる人のことで、祠を建てる際に携わった人である。図26に名前が刻まれている柴宮世話人の1人である平治郎の記録が「上新倉村河岸論争訴訟に付議定連印帳(図27)」<sup>16</sup>で残っている。弘化5(1848)年に上新倉村の百姓と下新倉村の船持平治郎との間に薪の積み出し場所をめぐって争いの資料である。

上新倉村の百姓11名が柴宮河岸で積み出ししないで、渡世人から薪を買い集め、駄賃が安い最寄りの川岸へ運び江戸の武家屋敷へ送り出していたのを見つけた船持の平治郎が抗議をし、争いがおきた。

この抗議を受けた上新倉村の名主をはじめ村役人・薪渡世人11名が話し合った結果、渡世人代表2名に村役人が付き添い領主役場へと出向き、陳情したというものである<sup>17</sup>。この資料から、河川運送の盛んな様子や柴宮河岸平治郎の当時の様子が見て取れる。

水神は、刻まれた紀年銘から戊戌の年天保9年7月吉日、1838年の7月に建てられたと考えられる(図29)。では、元々はどこに建てられていたのだろうか。下新倉の安政6年の絵図(図30)を見ると「水神」と書かれていることがわかる。この水神の位置を字名マップ(図31)と

照らし合わせてみると、水神は字名塚田町北側に位置していたことがわかる。絵図に記された水神の位置は、平成29(2016)年12月時点に水神があった下新倉6丁目13番地付近とは異なるため、新倉河岸で合流していた荒川と新河岸川が切り離される改修工事が行われる際に、移動したと考えられる。

また、安政6(1859)年以前に建てられた水に関わる石造物は、和光市にもう1つある。それは、嘉永元(1848)年に建てられた白子3-20-28地先、吹上観音下の路地に建っている「水行

場敷石供碑」である。ただし、水神ではない。以上から、この絵図に記されている水神は、今回移動した水神と同一のものと推測できる。

水神の位置に関して未だ不明確なことが多いが、江戸時代天保9(1838)年7月から平成29(2017)年2月1日までの約180年間の長い月日を、和光市下新倉周辺の水神として、荒川・新河岸川流域の住民を見守っていたこと、また水神付近の住民らによって最近まで信仰されていたことは確かなことである。

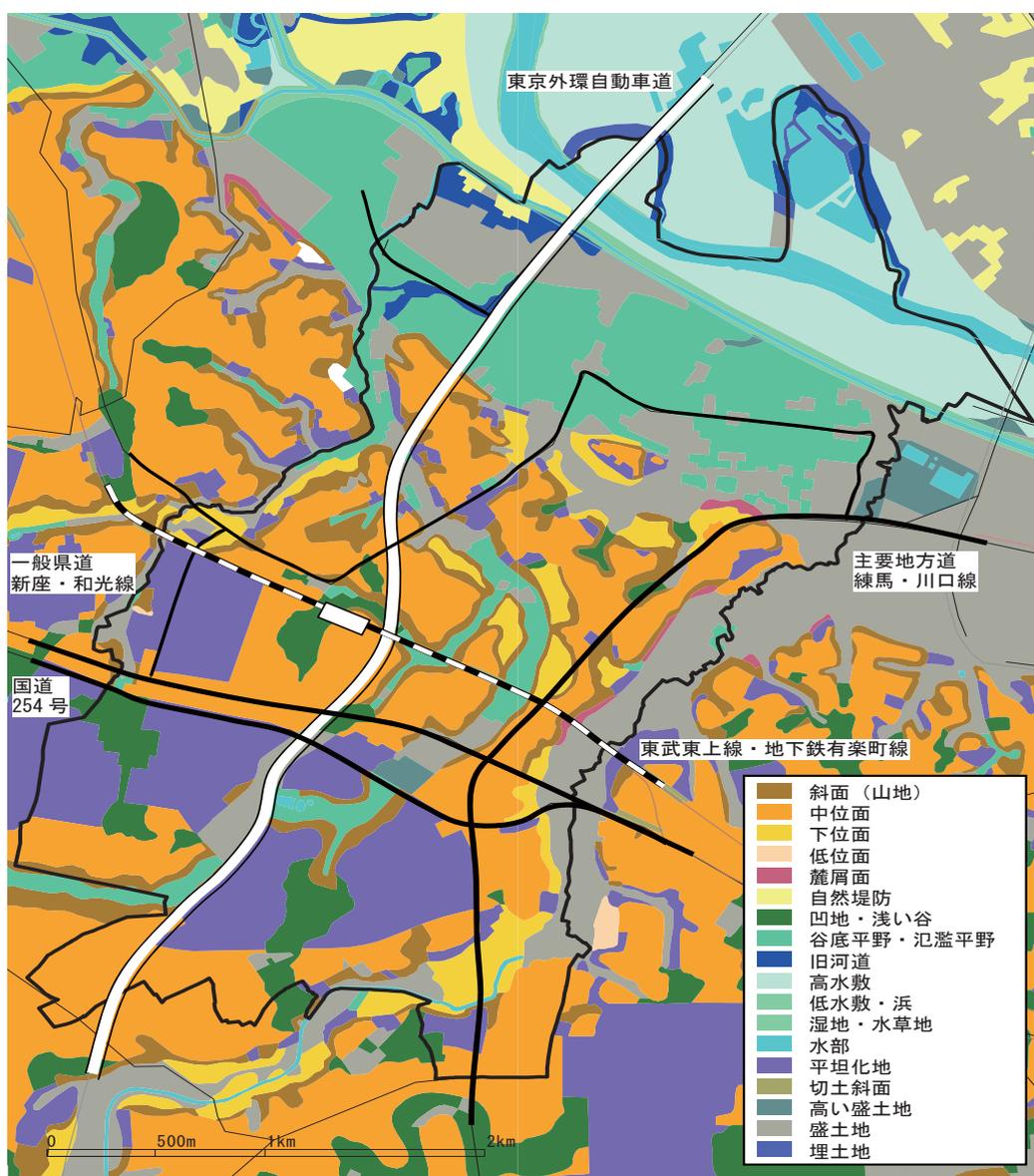


図1 和光市地形区分図

(和光市危機管理室「和光市地域防災計画」VI資料編 資料-7より引用)

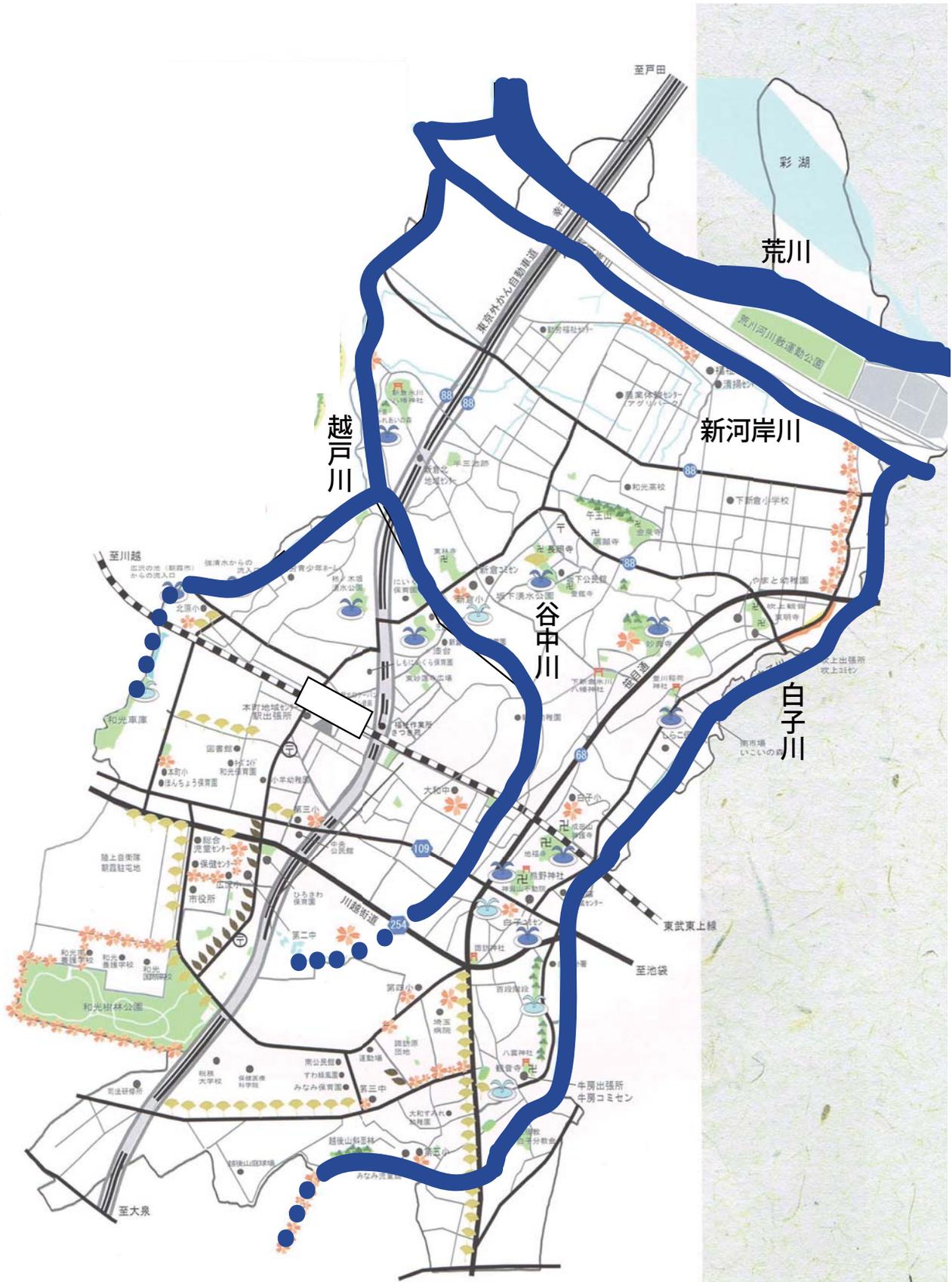


図2 和光市全図と川の位置図  
(和光市教育委員会「和光市ふるさとガイドマップ」和光市全図加工)

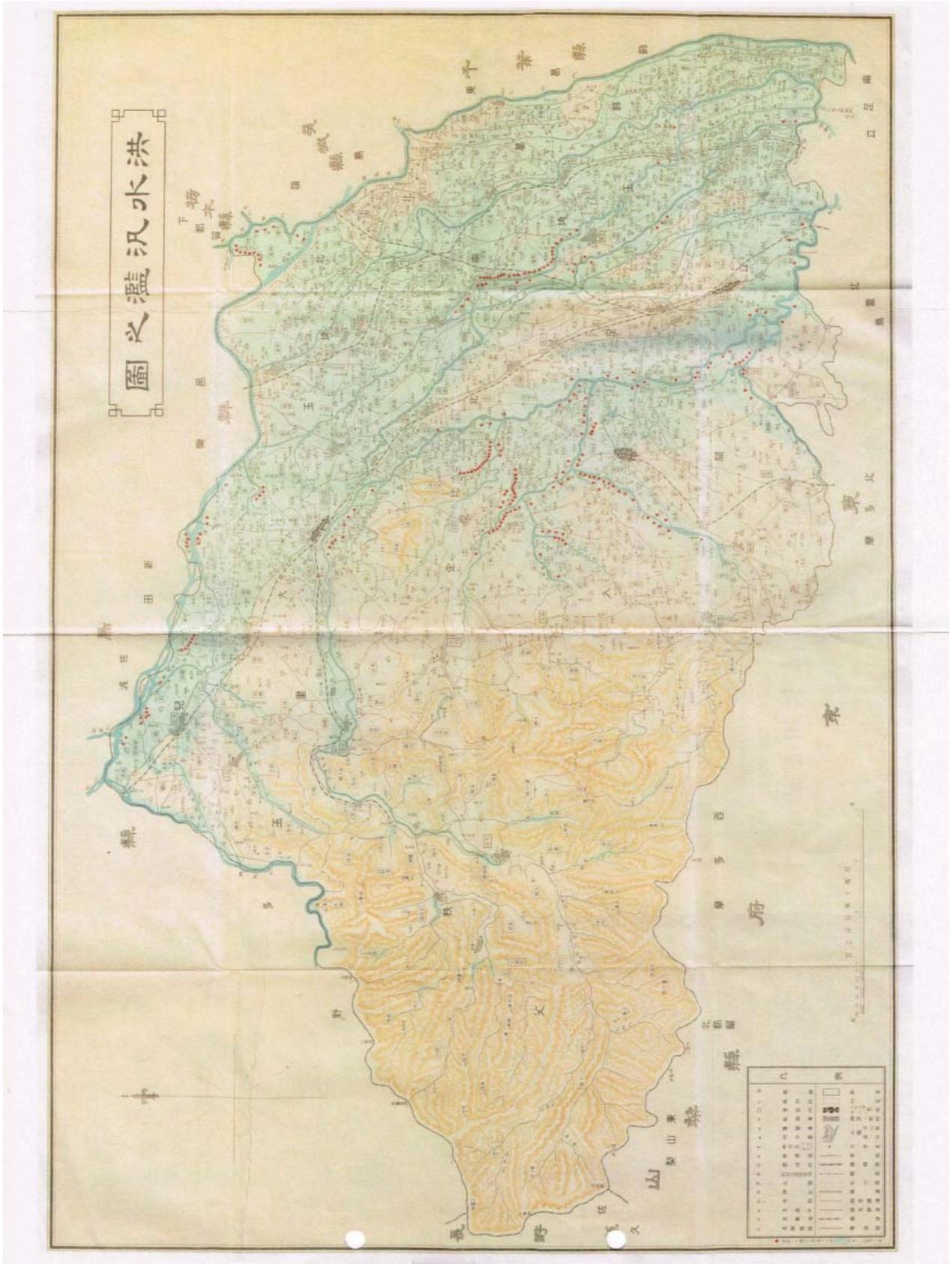


図3 明治43年の埼玉県荒川大洪水汎濫図  
(『明治43年埼玉県水害誌』 埼玉県編より引用)

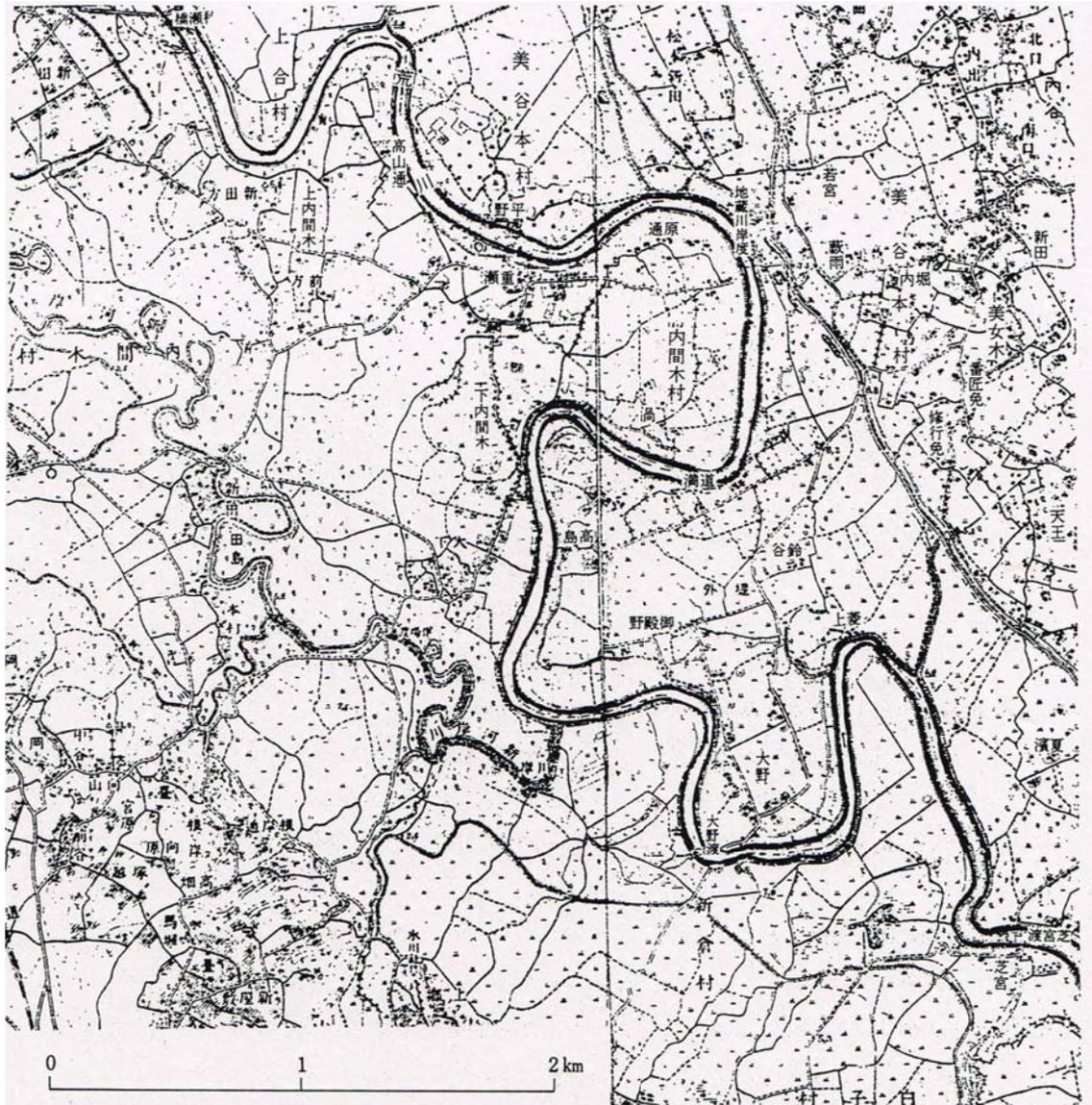


図 4-1 大正 6 年測図 河川改修工事前の荒川と新河岸川  
（『和光市新倉河岸地域総合調査報告書』より引用）

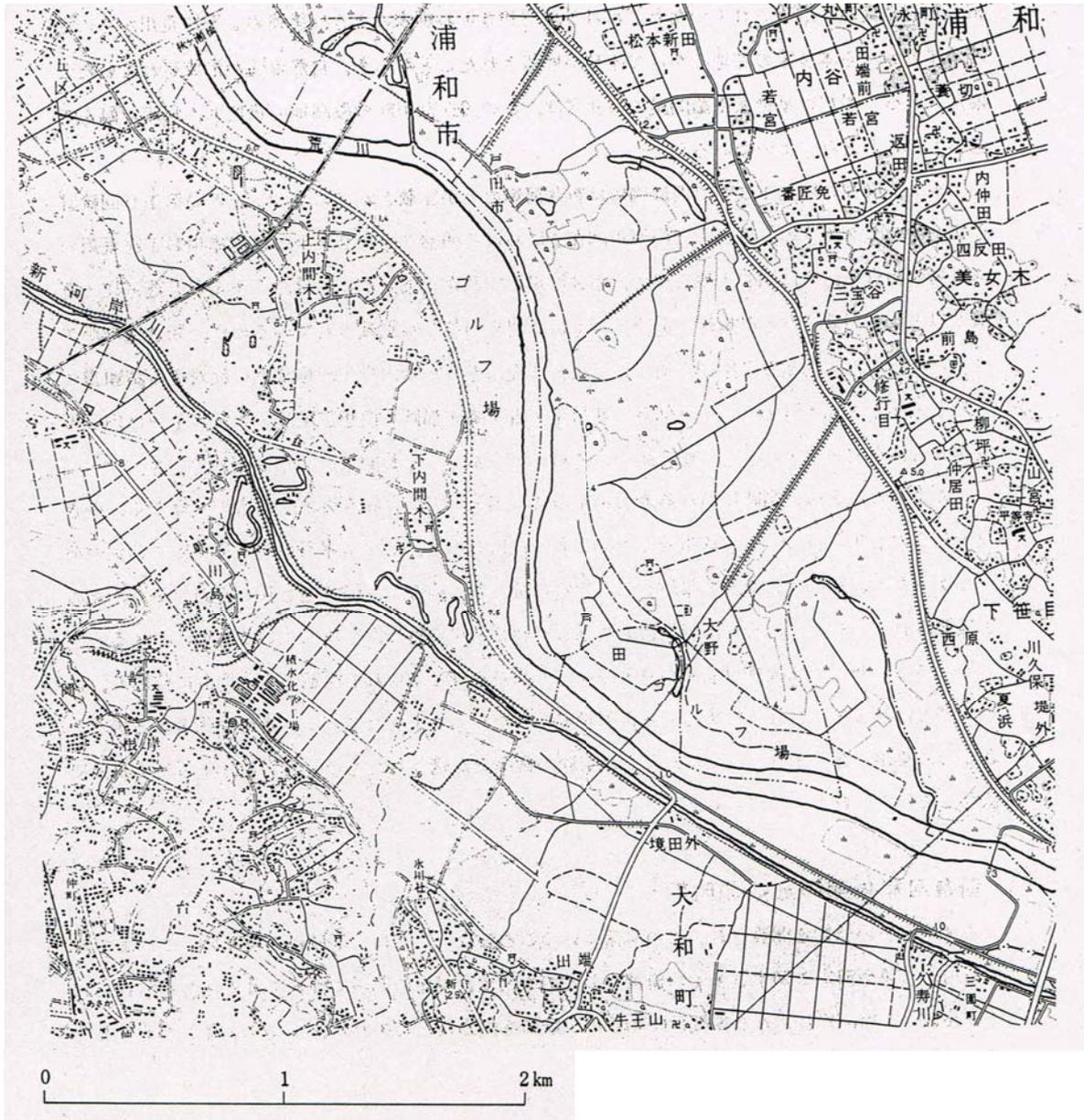


図 5-1 昭和 41 年測図 河川改修工事後の荒川と新河岸川  
(『和光市新倉河岸地域総合調査報告書』より引用)



図 4-2 河川改修工事前の荒川と新河岸川  
 (「新河岸川舟運の川船とその周辺」の図録より引用加工)

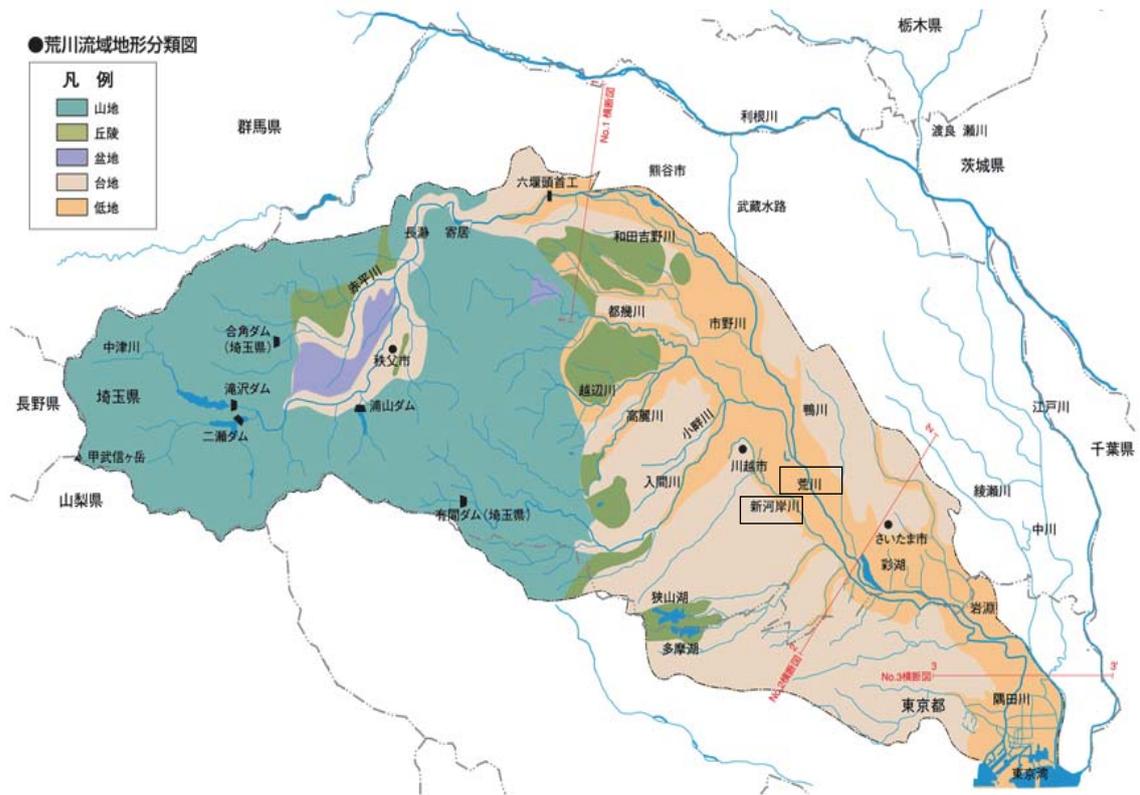


図 5-2 河川改修工事後の荒川と新河岸川  
 (荒川上流河川事務所「荒川の概要」より引用加工)

## 一級河川 新河岸川改修事業

### ●河川概要

新河岸川は、埼玉県川越市の西部を水源に、武蔵野台地を流れ多くの支川を集めて、東京都北区の岩淵水門で隅田川に合流する一級河川です。

流域面積 411km<sup>2</sup> 延長 34.6km

白子川との合流点から越戸川との合流点までの区間約2.6kmが未改修であり、そのうち、白子川との合流点から新河岸川水循環センターまでの約1.5km区間を重点区間として河川改修事業を進めています。



位置図



改修後



改修前

図6 新河岸川改修事業図（朝霞県土整備事務所「新河岸川改修事業について」引用）



図7 移転前の水神位置図

S=1/10000



図8 移転後の水神位置図

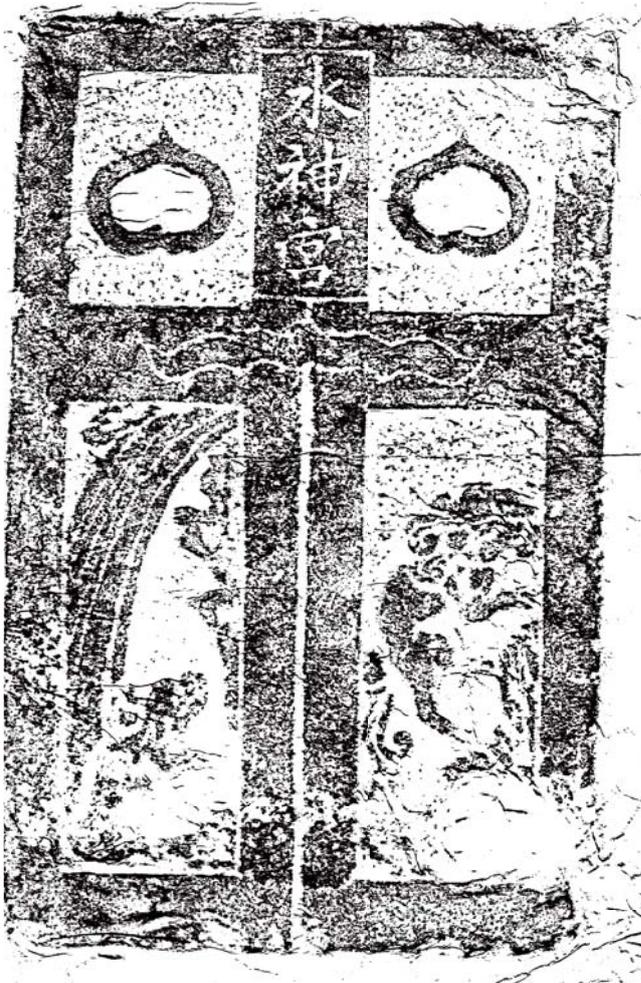
S=1/10000



図9-1 平成28年12月  
移転前の様子（正面）



図9-2 平成28年12月移転前の様子（側面）



S = 1/2

図 10-1 水神扉部分

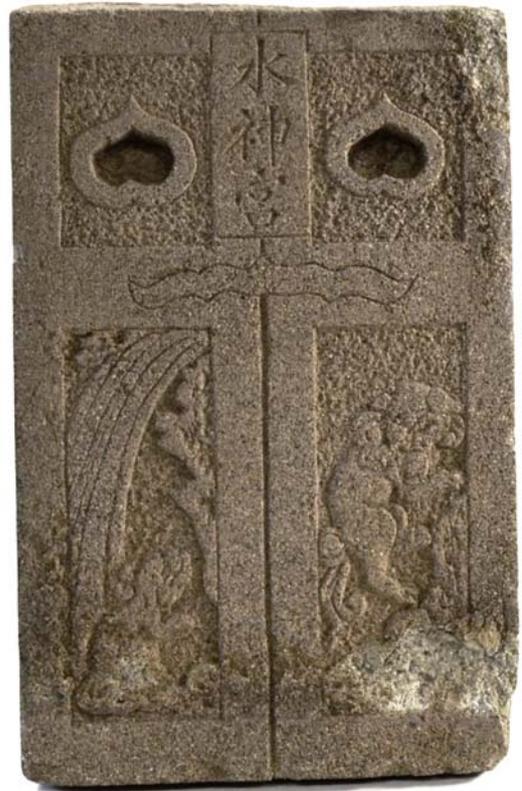


図 10-2 水神扉部分

すい じん せん ざ さい  
～水神遷座祭のお知らせ～

新河岸川 水神遷座まつり

2017年2月1日午前10時開始

埼玉県和光市下新倉6丁目にある、都心近くで最古の水田に水を供給してくれた揚水小屋と水神さまがこのたびお役目を終えることになりました。つきましては2017年2月1日午前10時～12時、現地風の里田んぼ（下新倉6-13）にて水神遷座祭をとりおこないます。誰でも無料で参加できますので江戸時代からお守りくださった水の神さまへの感謝を捧げていただきたくご案内申し上げます。



主催：未来につなげるふるさと水田プロジェクト 事務局：NPO法人 和光・風の里 祭祀：和光市 下新倉氷川八幡神社

図 11 水神遷座式のポスター

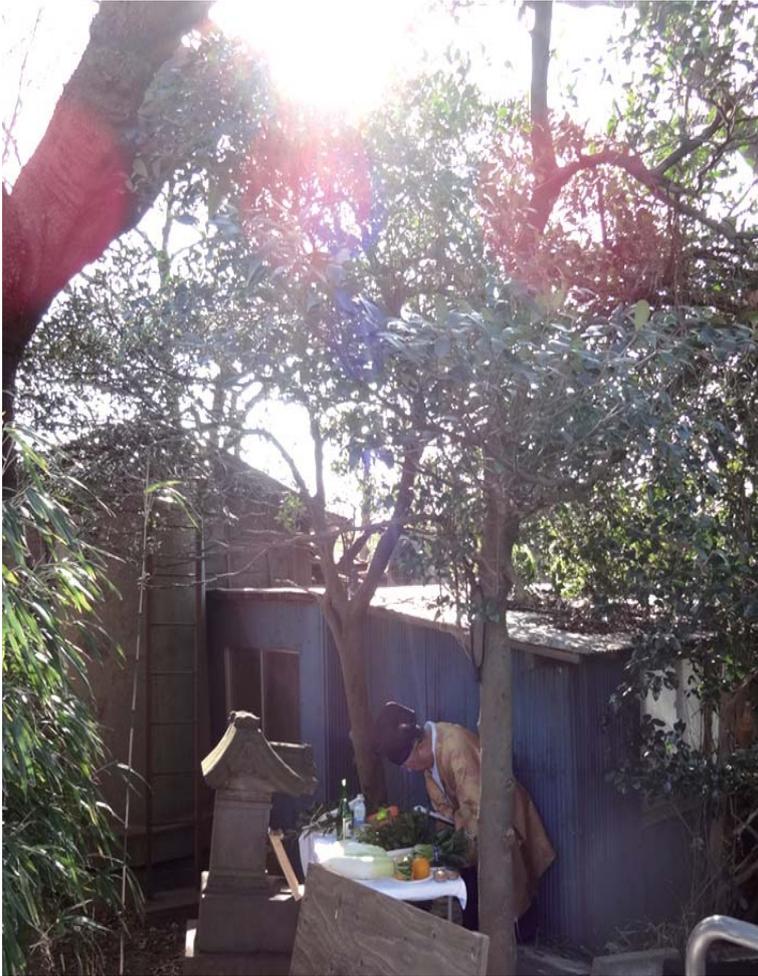


図 12-1 遷座式の様子

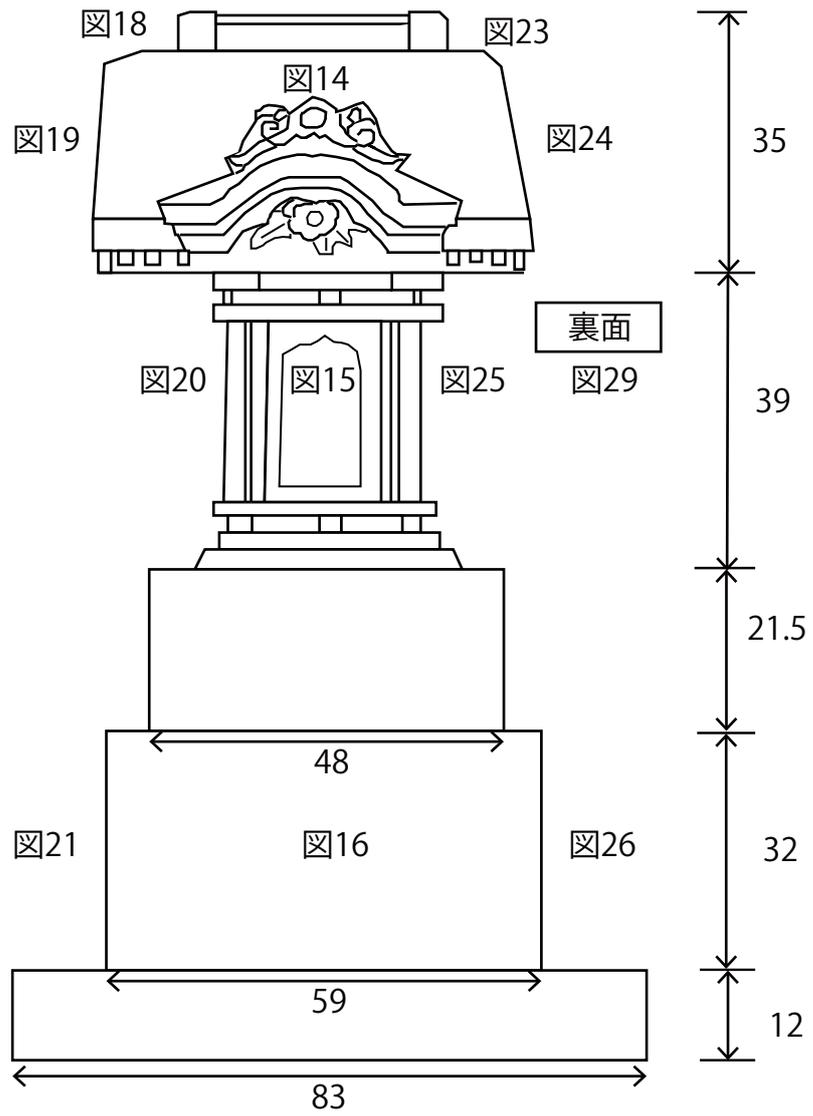


図 12-2 遷座式の様子



図 13-1 正面

単位 = cm



S = 1/10

図 13-2 略図

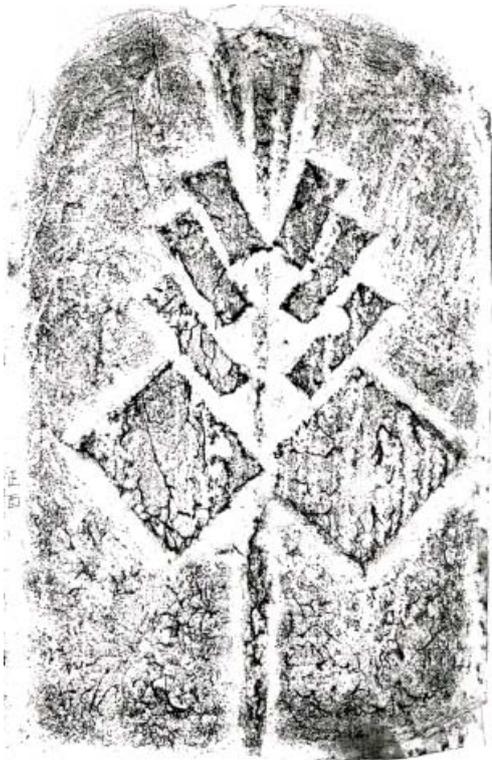


S = 1/2

図 14-1 正面屋根部分



図 14-2 正面屋根部分



S = 1/2

図 15-1 正面塔身



図 15-2 正面塔身



S = 1/4

図 16-1 正面台石 (2段目)



図 16-2 正面台石 (2段目)



図 17 左側面

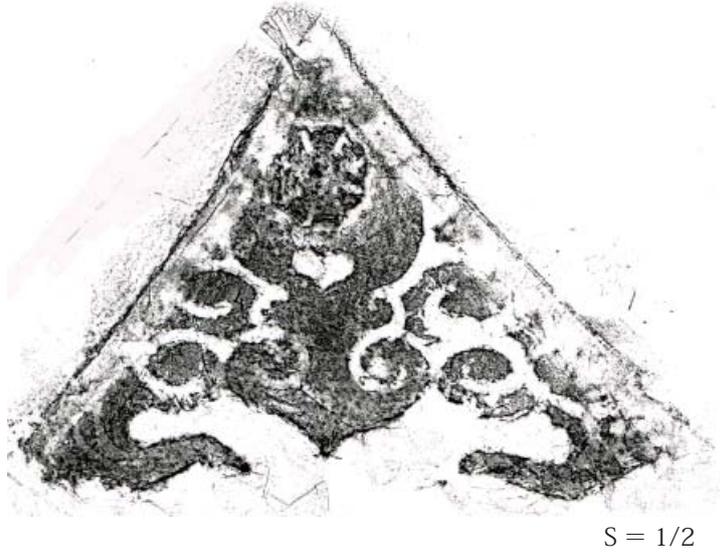


原寸

図 18-1 左側面屋根上



図 18-2 左側面屋根上



S = 1/2

図 19-1 左側面屋根



図 19-2 左側面屋根

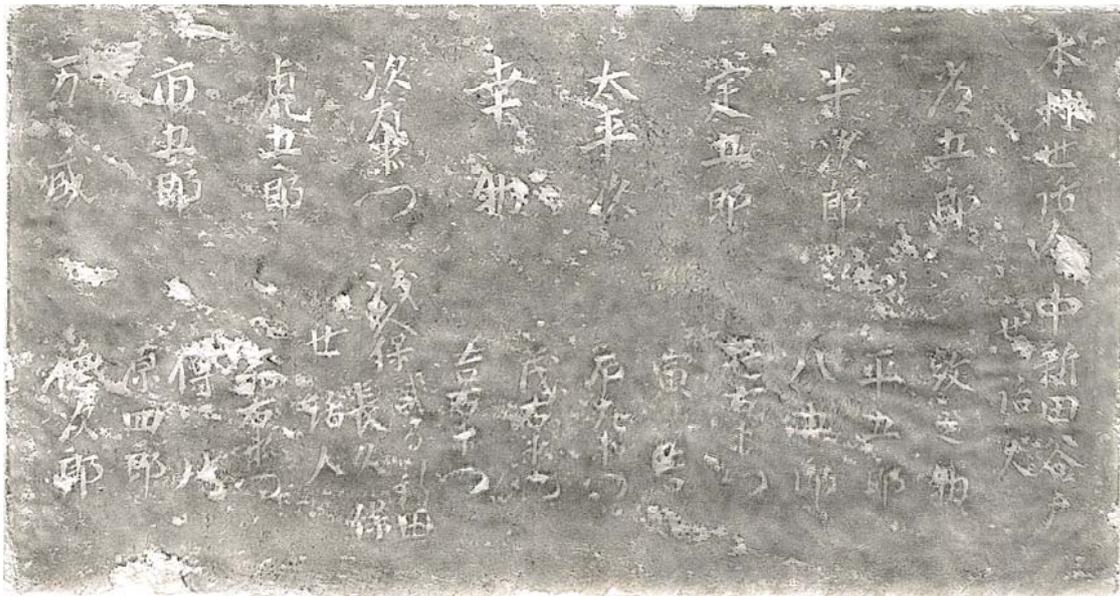


図 20-1 左側面塔身

S = 1/2



図 20-2 左側面塔身



S = 1/4

図 21-1 左側面台石 (2 台目)

万蔵	市五郎	虎五郎	次右工門	幸助	太平次	定五郎	半次郎	□五郎	本村世話人
徳次郎	源四郎	傳八	嘉右工門	浅久保	吉右工門	茂右工門	市左工門	寅吉	中新田谷戸世話人
			長久保	□□新田	七右工門	八五郎	平五郎	牧之助	



図 21-2 左側面台石 (2 台目)



図22 右側面



図 23-1 右側面屋根上

原寸



図 23-2 右側面屋根上



S = 1/2

図 24-1 右側面屋根



図 24-2 右側面屋根



図 25-1 右側面塔身

S = 1/2



図 25-2 右側面塔身



図 26-1 右側面台石 (2 段目)

S = 1/4

													柴宮世話人
													問屋平治郎
													磯吉
													安五郎
													吉五郎
													平四郎
													傳右工門
													重藏
													寅松
													鉄五郎
													寅五郎
													善治郎
													直治郎
													三五郎
													源七
													留五郎
													吹上
													世話人
													金左工門
													成右工門
													善藏
													□七
													萬治郎
													藤七
													源五郎



図 26-2 右側面台石 (2 段目)

(表紙)  
 弘化五申年二月  
 儀定一札連印帳  
 武州新座郡上新倉村  
 両組  
 (縦帳)

儀定一札之事

一武州新座郡上新倉村両組下百姓薪渡世人拾耆人者、是迄農業之間ニ少々ツ、御府内御屋鋪様方江相納候ニ付、何方ニ而茂榎木山買候時者其所ノ少茂駄賃下直之場所江是迄出置候処、同州同郡下新倉村字芝宮船持平治郎船荷物請払川岸江、下新倉村隣村者不及申何方ニ而榎木買候而茂右川岸江付出候様、外々江者少茂不相成候趣右一同江申掛、左無之候ハ、向後榎木渡世いたし候儀者相止候旨、右平治郎より当村両役宅江右之趣申来、村役人右之者一同相談いたし無抛差添村役人、右拾耆人内式人つゝ惣代ヲ以御支配江内々御伺立ニ罷出候、諸入用右拾耆人者ニ而何程成相掛候程急度無差支差出し、諸入用之儀ニ付少茂村役人惣代者江御苦勞相掛申間鋪候、為後日一同

連印儀定一札入置申候、仍而如件

大熊善太郎御代官所

武州新座郡上新倉村

弘化五申年二月

渡世人	佐平治
同	仁兵衛
同	与市
同	弥右衛門
同	忠右衛門
同	留五郎
同	小左衛門
同	惣五郎
同	六左衛門
同	新藏
同	彦兵衛

当村

村役人

惣代人

(桜井 晁家文書 3-52)

図 27 上新倉村河岸論争訴訟 付議定連印帳 (『和光市史 史料編 2』より引用)



図 28 裏面



戊 天保九年  
戊 七月吉日

S = 1/4

図 29-1 裏面塔身



図 29-2 裏面塔身



図30 安政6(1859)年 下新倉東部分の絵図

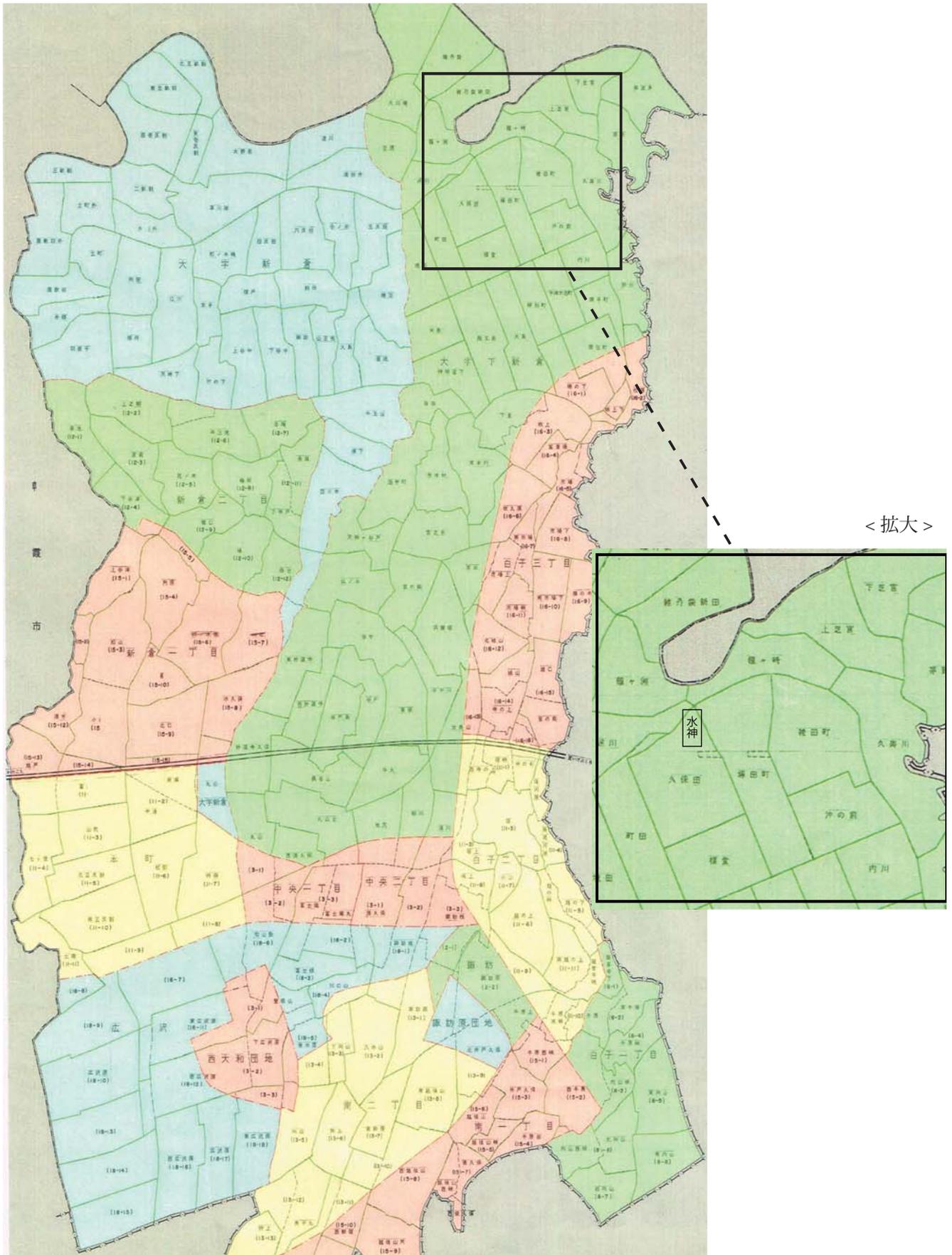


図 31 市内字名マップ（道路安全課所蔵）

## 6. まとめ

江戸時代、正保4(1647)年に川越城主松平信綱が河岸場を整備し、和光市には新倉河岸と芝宮河岸の2つの河岸場が作られ、多くのモノが運搬された。水は生活していく上で、これまで以上に欠かすことができないものとなり、河川・水にまつわる信仰対象として、川沿いに水神の祠が建てられた。

舟運が交通・物流手段として大きな役割を果たしたが、荒川・新河岸川流域は、大雨が降ると洪水が頻繁に起こる地域であった。河岸場で働く人や川の流域に住む人は、たびたび水害に頭を悩ませていた。

水害問題を解決するため、荒川・新河岸川の河川改修工事が始まり、そして現在も行われている。今回寄贈された水神は、新河岸川の河川改修工事の用地買収地に位置していた。

平成29(2017)年2月1日、河川改修工事という外的要因で移転を余儀なくされた水神のため、風の里が主体となって遷座式を開催し、水神の魂抜きが行われた。現在は、和光市立第四小学校敷地内、文化財保存庫で水神の祠を保管している。

水神はお役目を終えることとなったが、江戸時代の天保9(1838)年から平成29(2017)年2月1日の約180年間下新倉の荒川・新河岸川流域を見守り、世代を超えて住民に信仰されていたことを忘れてはならない。

今回、下新倉地域において住民から信仰を集めてきた水神について紀要に書き留めることで、水神の記憶が後世へと残り、今後に活かすことができたら幸いである。また、水神が位置していた場所の決定的な証拠となる資料や水神に刻まれている世話人の各個人について等を明らかにしていくことを今後の課題としたい。

最後となりましたが、遷座式を開催してくださった風の里の代表佐藤妙泉氏をはじめ、本稿執筆にあたり、資料収集にご協力を頂きました足立恵一氏・副島元子氏、本橋保氏に、この場

を借りてお礼申し上げます。その他にもご協力を賜った方々に、深く感謝致します。

### 【註】

1. NPO法人和光・風の里は「地産地消をめざす和光市域の環境保全型農業の推進・実践およびサポートをし、農地という自然環境を地域資源として、生きた環境教育や福祉に生かしていく」という主旨で設立された。和光市で少なくなった水田を守るため無農薬水田でお米作りを続けてきた。 <http://tanbonoie.com/> これより「風の里」と省略することとする。
2. 約170万年から約1万年前
3. 河岸場とは、船から荷物を上げ下ろしをするために、川や運河などの岸にできた港や船着場のことである。高瀬舟によって川越藩の公用荷物だけでなく、その近在から米・野菜・材木などを積み出し、江戸から衣料・雑貨・肥料などを搬入していた。
4. 「しば」宮は、「柴」と「芝」の2つの漢字が使われ、現在は「芝」で表現することが多い。今回は、新編武蔵国風土記と付議定連印帳に関すること、図26の水神に刻まれている柴宮世話人に対して「柴」を使い、それ以外を「芝」で記述することとする。
5. 和光市 1983 『和光市 民俗編』 p 276-280
6. 新河岸川はいくつにも蛇行しており、棹で速度を速めることができなかつたため、船に綱をつけ、人間がそれをひいて岸を歩き上流へ進める方法。ノツケとは、綱を引く人のこと。新倉河岸には、ノツケ宿が2軒あり、ここには常時30～40人の人がいた。ノツケの多くは、農家の副業として働いていた。和光市 1983 『和光市 民俗編』 p 276-280
7. 「柴宮 荒川ノ端ナリ。其名付ルユエンヲ詳ニセズ」という記述がある。間宮士信ほか 2000 『新編武蔵国風土記稿』 新座郡二編 p 167
8. 和光市 1983 『和光市史 民俗編』 p 224-228
9. 明治43年の大水害は、8月5日から続いた梅雨前線の雨と台風が2つ重なったことにより、利根川・荒川・多摩川の広範囲にわたって洪水し、関東各地に集中豪雨をもたらした。
10. 地福寺日並記の中で、その当時の様子が書かれている。(中岡貴裕 2015 「地福寺日並記」に記録された和光市域の気象・災害) 『和光市デジタル

- ミュージアム紀要』第1号 和光市教育委員会 p 20-22)
11. 埼玉県 2008年 「荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画(県管理区間)」p 6
12. 流域の急激な市街化により、浸水被害が増大している流域において、従来行ってきた河川改修や調節池などの治水施設の整備だけでなく、保水・遊水機能を高めるとともに、洪水被害の軽減対策に寄与する雨水貯留浸透施設の設置等の流域における対策と一体となって行う対策。また、河川整備だけでなく、被害を最小限にとどめるため、河川が危険な状態になるおそれのある場合に事前に知らせたり、河川が氾濫した場合の被害を予測し、避難場所等を流域住民に知らせるソフト対策を含めた対策を総合治水対策という。(埼玉県「荒川水系 新河岸川ブロック河川整備計画」p 11)
13. 新河岸川は埼玉県が管理している一級河川で、河川改修工事は、朝霞県土整備事務所が担当している。
14. リバーフロント整備センター 1998 『身近な川について考えよう。白子川流域編』 p 19
15. 視覚デザイン研究所 2000 『日本・中国の文様辞典』 p 105、151
16. 和光市 1982 『和光市史 史料編2 近世』 p 729
17. 埼玉県 1987 『荒川 人文I』 荒川総合調査報告書2 埼玉県 p 514-515
- 埼玉県 1987 『明治四十三年埼玉県水害誌』 埼玉県立図書館復刻叢書(十) 埼玉県立浦和図書館
- 埼玉県 1987 『荒川 人文I』 荒川総合調査報告書2 埼玉県
- 埼玉県 1988 『荒川 人文III』 荒川総合調査報告書4 埼玉県
- 埼玉県 2008 「荒川水系 新河岸川ブロック河川整備計画(県管理区間)」 埼玉県
- 埼玉県 2008 「荒川水系 新河岸川ブロック河川整備計画(附図)(県管理区間)」 埼玉県
- 埼玉県 2016 「川の国 埼玉 魅力100選」 埼玉県 齊藤貞夫 1990 『武州・川越舟運 [新河岸川の今と昔]』 (株)さきたま出版会
- 下新倉氷川八幡神社 2008 『下新倉 氷川八幡神社史』 下新倉氷川八幡神社
- 戸田市立郷土博物館 2008 『企画展 古の道と川端のくらし』 戸田市教育委員会
- 中岡貴裕 2015 「『地福寺日記』に記録された和光市域の気象・災害」 『和光市デジタルミュージアム紀要』第1号 和光市教育委員会
- 氷川八幡神社社史編纂室 2005 『新倉氷川八幡神社史』 氷川八幡神社
- ふじみ野市立上福岡歴史民俗資料館 2006 「新河岸川の舟運」 『ニュータイムス』第4号 ニュータイムス社
- 松浦茂樹 2017年 「埼玉県下での利根川・荒川の河道変遷」 『埼玉県の文化財』第55号 埼玉県文化財保護協会
- 間宮士信ほか 2000 『新編武蔵国風土記稿』 新座郡二編 (株)文献出版
- リバーフロント整備センター 1998 『身近な川について考えよう。』 白子川流域編 財団法人リバーフロント整備センター
- 柳正博 2009年 「水の神への祈りー地域共同体が祀る水神をめぐるー考察ー」 『紀要』第3号 埼玉県立歴史と民俗の博物館
- 柳正博 2017年 「水神と水神信仰」 『埼玉県の文化財』第55号 埼玉県文化財保護協会
- 和光市 1980 『和光市新倉河岸地域総合調査報告書』 和光のむかし第8集 和光市教育委員会
- 和光市 1982 『和光市史 史料編2 近世』 和光市
- 和光市 1988 『和光市史 通史編 下巻』 和光市
- 【引用・参考文献】
- 板橋区 2003 『板橋区民による むかしの自然記録 ②』 板橋区環境保全課
- 朝霞市博物館 2000 『第6回企画展 川と人々のくらし』 朝霞市教育委員会
- 川越市立博物館 『第38回企画展 新河岸川舟運と川越五河岸のにぎわい』 川越市教育委員会
- 上福岡市立歴史民俗資料館 2004 『第19回 新河岸川舟運の川船とその周辺』 上福岡教育委員会
- 小林高英ほか 2003 「江戸期の河川舟運における川舟の運航方法と河岸の立地に関する研究」 『日本物流学会誌第』第11号 日本物流学会
- 埼玉県 1987 『荒川 自然』 荒川総合調査報告書1 埼玉県

- 和光市 1983 『和光市史 民俗編』 和光市  
和光市 1987 『和光市古地図所在目録』 和光市教育委員会  
和光市 2007 「和光市ふるさとガイドマップ  
～歴史と文化を訪ねて～」 和光市教育委員会  
和光市 2016 『和光市地域防災計画』6 資料編資料  
Ⅲ 危機管理室  
和光市史編さん室 1980 『図説 和光市の歴史』  
和光市  
和光市史編さん室 1981 『下新倉の民俗』 和光市  
史編さん資料4 和光市  
和光市 1983 『榎堂遺跡発掘調査報告書』 和光市  
史編さん資料6 和光市

やすい あきら（和光市教育委員会）

# 午王山遺跡出土遺物の 文化財指定に伴う資料整備について

大内 一雄

## 1. はじめに

「午王山遺跡出土品」121点が、平成30年2月27日に埼玉県指定有形文化財として指定された。本作業はそれに先立ち、午王山遺跡出土遺物の事前資料整備作業をまとめたものである。

午王山発掘調査は、昭和54年の第1次調査より15回の調査を重ね、すでに約40年余りが経過し、初期の発掘資料は欠損部に充填されている石コウ部分の劣化が進んでいた。またその間、東日本大震災など自然災害にもみまわれ、多くの損傷も受けていた（図1）。その度に対応処置は施されて来たものの、充分ではなかった。

今回、指定有形文化財として指定されるにあたり、以前よりも展示環境下での公開や運搬等の移動行為の頻度が高まると予想され、それに対応するため総合的な資料の整備作業を行うこととなった。



図1 東日本大震災直後の破損状況

## 2. 作業

作業は、午王山遺跡出土資料の和光市指定文化財への指定に向けて、平成28年5月1日より平成29年2月28日の期間をかけ、和光市生涯学習課鈴木一郎の指導のもとに和光市立第四小学校敷地内「歴史資料室」で行った。

作業手順は以下のとおりである。

- ①事前観察
- ②水洗
- ③欠損・欠失部分除去
- ④欠損・欠失部分再構築
- ⑤彩色
- ⑥写真撮影・記録

### ①事前観察

作業前の破損状況を観察・記録し、写真撮影とともに台帳にまとめた。

### ②水洗

長い年月の、大気中のホコリ・チリ等による汚れや経年劣化した石コウの粉塵化による汚れを除去する為、清水による水洗を施した。

### ③欠損・欠失部分除去

クラック等により欠損・欠失している部分と、その周辺の破損している部分、及び接着剤の残存している部分の除去を行った。基本方針として、可能な範囲で現状を維持するという点から、破損部分除去と再構築は最小限の範囲に留めた。

### ④欠損・欠失部分再構築

実測図等資料を参考にして、破損部分への石コウ再充填を施した（図2）。石コウには、吉



図2 実測図を参考にしての修復状況

野石膏販売株式会社<sup>1</sup>製のサクラ印A級焼石膏<sup>2</sup>を使用した。観察の結果、過去の複数回にわたる修復作業のため、一つの資料の中でも箇所により石コウ強度にばらつきがあることがわかった。そのため、吉野石膏販売株式会社の使用マニュアル<sup>3</sup>を参考に、可能な範囲で石コウ強度の均一化を試みた。

### ⑤彩色

観察の結果、経年劣化した石コウ表面が粉塵化し、資料表面を汚すことが観察された。その為、資料部分保護の目的のためにも、石コウ部分に樹脂系塗剤によるコーティングを施すこととした。樹脂系塗剤には、ターナー色彩株式会社<sup>4</sup>製のターナー・アクリル・ガッシュ<sup>5</sup>を使用した。彩色部分の色決定には、周囲3箇所の点を基準色とし、新版標準土色帖<sup>6</sup>を用いてマンセル色立体の色値を出し、加重平均を取る方式を行った。また、後々のPhotoshop等の利用や印刷用CMYKを考慮して、部分的にDIC株式会社<sup>7</sup>製のDIC Color Guide 第10版<sup>8</sup>を参考として用いた。

### ⑥写真撮影・記録

写真撮影は、色温度5500℃の白色LED照明を用いて、デジタルカメラNikon D5100で行った(図3)。色再現性を高める為に画像内にGRAPAC JAPAN社<sup>9</sup>製のCMYKカラーチップと、資料の大きさを比較考慮する為のスケールを、写し込ませた。



図3 写真撮影状況

## 3. まとめ

観察の結果、破損した復元遺物のなかで、資料部分の破損は非常に少なく、ほとんどの破損箇所では、充填した石コウ部分の破壊が主なものだということがわかった。このことから、初期段階においてより慎重に石コウ充填を施す必要性が伺えた。また、堅牢性と耐久性から、破損箇所のエポキシ樹脂による置換も考慮したが、すでに多くの箇所で石コウ充填されていることから、強度不均衡を招く恐れを考慮し、石コウ充填を施すこととした。堅牢性と耐久性の高い充填剤の使用も、今後の検討課題だと考えられる。

なお、今回埼玉県指定有形文化財121点の一覧と写真資料を掲載する。

### 【註】

1. 吉野石膏販売株式会社 <http://yoshino-gypsum-sales.com/>
2. サクラ印A級焼石膏 陶磁器型材用・彫塑美術工芸用石膏 <http://yoshino-gypsum-sales.com/modeling/pottery.html#n02>
3. 焼石膏の使用方法和留意点 [http://yoshino-gypsum-sales.com/modeling/directions.html#link\\_01](http://yoshino-gypsum-sales.com/modeling/directions.html#link_01)  
石膏類物理的性質一覧 [http://yoshino-gypsum-sales.com/modeling/list\\_modeling.html](http://yoshino-gypsum-sales.com/modeling/list_modeling.html)
4. ターナー色彩株式会社 <https://www.turner.co.jp/>
5. ターナーアクリルガッシュ 普通色 <https://www.turner.co.jp/brand/acrylgouache/ag/>
6. 小山正忠・竹原秀雄編著,1992,「新版標準土色帖」,財団法人日本色彩研究所
7. DIC株式会社(DIC Corporation)(旧社名:大日本インキ化学工業株式会社) <http://www.dic-global.com/ja/>
8. DIC Color Guide 第10版,1983, <http://www.dic-global.com/ja/products/cguide/>
9. グラパックジャパン株式会社 <http://www.grapac.co.jp/index.html>

おおうち かずお(和光市教育委員会)

資料1 埼玉県指定有形文化財指定となった午王山遺跡出土品の一覧

和光市整理番号	器種	出土地点	掲載報告書	備考
No. 1	台付甕形土器	6次 82号住	23集 52図-11	
No. 2	甕形土器	6次 82号住	23集 52図-10	
No. 3	甕形土器	6次 82号住	23集 52図-18	
No. 4	壺形土器	6次 72号住	23集 29図-1	
No. 5	台付甕形土器	6次 72号住	23集 30図-11	
No. 6	甕形土器	6次 72号住	23集 30図-12	
No. 7	甕形土器	6次 72号住	23集 29図-4	
No. 8	甕形土器	6次 72号住	23集 30図-14	
No. 9	鉢形土器	6次 72号住	23集 30図-13	
No. 10	甕形土器	8次 97号住	23集 55図-1	
No. 11	壺形土器	2次 1号住	9集 66図-1	
No. 12	壺形土器	9次 108号住	35集 47図-1	
No. 13	甕形土器	9次 108号住	35集 48図-8	
No. 14	甕形土器	9次 108号住	35集 48図-10	
No. 15	甕形土器	6次 74号住	23集 34図-1	
No. 16	甕形土器	6次 74号住	23集 34図-6	
No. 17	壺形土器	6次 74号住	23集 34図-13	
No. 18	壺形土器	12次 137号住	40集 27図-1	
No. 19	甕形土器	12次 137号住	40集 27図-3	
No. 20	甕形土器	12次 137号住	40集 27図-2	
No. 21	甕形土器	14次 141号住	42集 24図-2	
No. 22	甕形土器	14次 141号住	42集 24図-9	
No. 23	甕形土器	14次 141号住	42集 24図-8	
No. 24	甕形土器	14次 141号住	42集 24図-6	
No. 25	甕形土器	14次 141号住	42集 25図-12	
No. 26	壺形土器	8次 96号住	33集 53図-1	
No. 27	甕形土器	8次 96号住	33集 53図-3	
No. 28	壺形土器	8次 100号住	33集 61図-1	
No. 29	台付甕形土器	2次 5号住	9集 66図-3	
No. 30	甕形土器	2次 5号住	9集 66図-4	

和光市整理番号	器種	出土地点	掲載報告書	備考
No. 31	壺形土器	2次 10号住	9集 66図-7	
No. 32	鉢形土器	2次 10号住	9集 66図-8	
No. 33	台付甕形土器	2次 10号住	9集 66図-10	
No. 34	台付甕形土器	2次 10号住	9集 66図-9	
No. 35	壺形土器	5次 63号住	18集 42図-1	
No. 36	壺形土器	6次 75号住	23集 36図-1	
No. 37	壺形土器	6次 75号住	23集 36図-2	
No. 38	壺形土器	6次 75号住	23集 36図-5	
No. 39	台付甕形土器	6次 75号住	23集 36図-9	
No. 40	台付甕形土器	6次 75号住	23集 39図-12	
No. 41	壺形土器	5次 57号住	18集 31図-1	
No. 42	壺形土器	5次 57号住	18集 31図-2	
No. 43	壺形土器	5次 57号住	18集 31図-3	
No. 44	甕形土器	5次 57号住	18集 32図-11	
No. 45	台付甕形土器	5次 57号住	18集 32図-10	
No. 46	壺形土器	9次 109号住	35集 50図-1	
No. 47	壺形土器	9次 109号住	35集 50図-2	
No. 48	壺形土器	9次 109号住	35集 51図-3	
No. 49	甕形土器	9次 109号住	35集 51図-4	
No. 50	甕形土器	9次 109号住	35集 51図-6	
No. 51	壺形土器	4次 51号住	13集 23図-1	
No. 52	高环形土器	5次 62号住	18集 40図-1	
No. 53	甕形土器	5次 62号住	18集 40図-5	
No. 54	壺形土器	3次 2号溝	13集 9図-1	
No. 55	壺形土器	3次 2号溝	13集 9図-2	
No. 56	鉢形土器	3次 2号溝	13集 11図-13	
No. 57	壺形土器	7次 2号溝	31集 47図-6	
No. 58	壺形土器	4次 2号溝	13集 31図-4	
No. 59	鉢形土器	4次 2号溝	13集 32図-16	
No. 60	甕形土器	2次 1号溝	9集 69図-12	
No. 61	壺形土器	3次 2号溝	13集 9図-3	

午王山遺跡出土遺物の文化財指定に伴う資料整備について

和光市整理番号	器種	出土地点	掲載報告書	備考
No. 62	壺形土器	3次 2号溝	13集 11図-9	
No. 63	壺形土器	3次 2号溝	13集 11図-10	
No. 64	壺形土器	2次 1号溝	9集 69図-8	
No. 65	壺形土器	5次 2号溝	18集 47図-6	
No. 66	壺形土器	7次 2号溝	31集 47図-1	
No. 67	壺形土器	4次 2号溝	13集 33図-29	
No. 68	壺形土器	2次 1号溝	9集 69図-3	
No. 69	台付甕形土器	5次 2号溝	18集 49図-27	
No. 70	台付甕形土器	4次 2号溝	13集 34図-32	
No. 71	台付甕形土器	2次 1号溝	9集 68図-17	
No. 72	台付甕形土器	4次 2号溝	13集 34図-31	
No. 73	台付甕形土器	2次 1号溝	9集 68図-18	
No. 74	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-52	
No. 75	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-47	
No. 76	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-49	
No. 77	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-55	
No. 78	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-51	
No. 79	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-48	
No. 80	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-50	
No. 81	鉢形土器	5次 2号溝	18集 51図-54	
No. 82	双角有孔土製品	6次 69号住	23集 23図-7	
No. 83	双角有孔土製品	14次 141号住	42集 25図-30	
No. 84	双角有孔土製品	9次 116号住	35集 11図-10	
No. 85	ミニチュア土製品	9次 99号住	35集 43図-6	
No. 86	ミニチュア土製品	4次 2号溝	13集 33図-23	
No. 87	ミニチュア土製品	4次 2号溝	13集 33図-24	
No. 88	ミニチュア土製品	8次 95号住	33集 52図-2	
No. 89	土鈴	5次 2号溝	18集 52図-65	
No. 90	銅釧	4次 2号溝	13集 33図-30	
No. 91	銅鐸形土製品	3次 2号溝	13集 13図-26	
No. 92	銅鐸形土製品	7次 2号溝	31集 52図-67	

和光市整理番号	器種	出土地点	掲載報告書	備考
No. 93	銅鐸形土製品	5次 2号溝	18集 52図-63	
No. 94	土製垂飾品	6次 5号住	23集 8図-9	
No. 95	土製垂飾品	6次 77号住	23集 41図-17	
No. 96	土製玉	6次 84号住	23集 56図-17	
No. 97	土製玉	6次 84号住	23集 56図-18	
No. 98	土製玉	5次 61号住	18集 38図-9	
No. 99	土製勾玉	8次 97号住	33集 55図-12	
No. 100	土製勾玉	8次 100号住	33集 61図-15	
No. 101	土製玉	9次 108号住	35集 48図-17	
No. 102	土製玉	14次 129号住	42集 14図-7	
No. 103	土製勾玉	12次 132号住	40集 17図-19	
No. 104	土製玉	14次 141号住	42集 25図-31	
No. 105	有孔土製品	14次 144号住	42集 31図-14	
No. 106	土製垂飾品	14次 144号住	42集 31図-15	
No. 107	土製垂飾品	5次 2号溝	18集 52図-64	
No. 108	台付甕形土器	2次 1号溝	9集 68図-15	
No. 109	高环形土器	11次 1号溝	39集 13図-25	
No. 110	鉢形土器	2次 1号溝	9集 69図-11	
No. 111	壺形土器	8次 86号住	33集 34図-1	
No. 112	壺形土器	8次 95号住	33集 52図-1	
No. 113	甕形土器	8次 97号住	33集 55図-2	
No. 114	甕形土器	8次 105号住	33集 71図-1	
No. 115	壺形土器	9次 113号住	35集 59図-1	
No. 116	壺形土器	9次 118号溝	35集 16図-1	
No. 117	壺形土器	14次 142号住	42集 27図-1	
No. 118	壺形土器	14次 142号住	42集 27図-2	
No. 119	壺形土器	14次 142号住	42集 27図-3	
No. 120	鉢形土器	14次 142号住	42集 27図-4	
No. 121	高环形土器	14次 142号住	42集 27図-5	



No.1



No.2



No.3



No.4



No.5



No.6



No.7



No.8



No.9



No.10



No.11



No.12



No.13



No.14



No.15



No.16



No.17



No.18



No.19



No.20



No.21



No.22



No.23



No.24



No.25



No.26



No.27



No.28



No.29



No.30



No.31



No.32



No.33



No.34



No.35



No.36



No.37



No.38



No.39



No.40



No.41



No.42



No.43



No.44



No.45



No.46



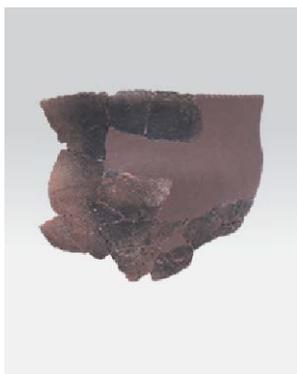
No.47



No.48



No.49



No.50



No.51



No.52



No.53



No.54



No.55



No.56



No.57



No.58



No.59



No.60



No.61



No.62



No.63



No.64



No.65



No.66



No.67



No.68



No.69



No.70



No.71



No.72



No.73



No.74



No.75



No.76



No.77



No.78



No.79



No.80



No.81



No.82



No.83



No.84



No.85



No.86



No.87



No.88



No.89



No.90



No.91



No.92



No.93



No.94



No.95



No.96



No.97



No.98



No.99



No.100



No.101



No.102



No.103



No.104



No.105



No.106



No.107



No.108



No.109



No.110



No.111



No.112



No.113



No.114



No.115



No.116



No.117



No.118



No.119



No.120



No.121

## 1. はじめに

平成 29 年 3 月 31 日「<sup>ごぼうやま</sup>午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」が和光市指定文化財となったことを記念して平成 29 年 9 月 23 日から 28 日にかけて「午王山遺跡 弥生時代の落とし物」と題する展示会を開催した（図 2）。延べ 947 人の方が来場し、広く市民の方々にお披露目することができた。

展示会にご来場した方より、父が生前もらった午王山の土器が自宅にあり、このまま保管していると、今後代替わりで捨てられてしまう可能性もあるので、和光市役所に寄附したいとお話をいただいた。

聞き取り調査等を行い、文化財資料として寄贈を受けた。本稿は、寄贈された土器を収蔵資料とするため、経緯の聴取や実測、観察を行い記録化をすることが目的である。

## 2. 聞き取り調査

寄贈された土器には、<sup>かきつけ</sup>書付（図 3）があり、それとともに聞き取り調査を行い、当時の状況把握を行った。

寄贈者によると「生前父が埼玉病院の裏の畑を散歩していた時、農家の方が井戸端で土器を洗っていた。話を聞いてみると、その方の子どもが畑で拾ったものであった。珍しいものであり、その土器が壊れてなく、形が綺麗であったことから、持っていたタバコと交換してもらった。そして、大事に今日まで保管していた。」とのことであった。

## 3. <sup>ごぼうやま</sup>午王山遺跡と<sup>ごぼう</sup>牛房遺跡

寄贈者は午王山遺跡の出土品と考えていたが、書付には「埼玉県和光市牛房」と書かれている。では、どこの遺跡で出土したものだろうか。ここで、書付にある「牛房」という地名から推定され

る 2 つの遺跡「午王山遺跡」と「牛房遺跡」について述べていきたい。

午王山遺跡は、和光市新倉 3 丁目 2829 ～ 2834 番地にかけて位置（図 4）しており、独立した丘の上に立地している。現在は「午王山」と表しているが、新編武蔵國風土記<sup>1</sup>には「牛房山」と記されている。15 回行われた午王山遺跡の発掘調査で、旧石器時代から中世までの複合遺跡であることが判明している。遺跡の中心となる弥生時代の遺構・遺物が多数検出され、遺跡の一部は史跡として市指定文化財に指定されている。

一方で牛房遺跡は、和光市諏訪 2-1 国立埼玉病院や諏訪原団地の南側にあり、南 1 丁目 2386 ～ 2391 番地にかけて位置（図 5）している。遺跡は白子側左岸南向きの台地平坦部であり、標高 38 ～ 39 m を測る<sup>2</sup>。牛房遺跡の発掘調査歴はいまだない。

寄贈者はこの土器を午王山遺跡から出土したものと考えていたが、当教育委員会では、書付に記されている「牛房（国立埼玉病院裏の畑）」と遺跡の位置関係から牛房遺跡（図 6）で出土したものと推定した。

寄贈者には、午王山遺跡ではなく、牛房遺跡で出土した土器と考えられる旨を説明し、平成 29 年 9 月 23 日、文化財資料として寄贈を受けた。



図 1 寄贈された土器

# ごぼうやま 午王山遺跡 弥生時代の落し物

和光市指定文化財記念特別展

発掘の遺物は  
落し物なんだね

すてきな  
落し物ね



©和光市

遺失物法に基づいて、埋蔵文化財(出土品)は落し物として取り扱われ、警察署に「埋蔵物発見届」を提出し、警察署から所有の認定を受けています。

## 展示品

- 新規指定文化財 107 点
- 午王山出土板碑 など



和光市午王山遺跡発掘調査出土の弥生遺物が指定文化財となったことを受け、指定された遺物 107 点を展示すると共に、午王山遺跡について再認識の機会とします。

平成 29 年(2017 年) **9 月 23 日(土) ~ 9 月 28 日(木)**  
和光市民文化センター 企画展示ホール

開場時間 ■ 午前 9:00 ~ 午後 5:00

入 場 料 ■ 無料

主 催 ■ 和光市教育委員会

後 援 ■ 公益財団法人和光市文化振興公社

お問合せ ■ 和光市教育委員会生涯学習課文化財担当 TEL048-424-9119



埼玉県和光市広沢 1-5

図 2 展示会ポスター



図 2-2 展示会の様子

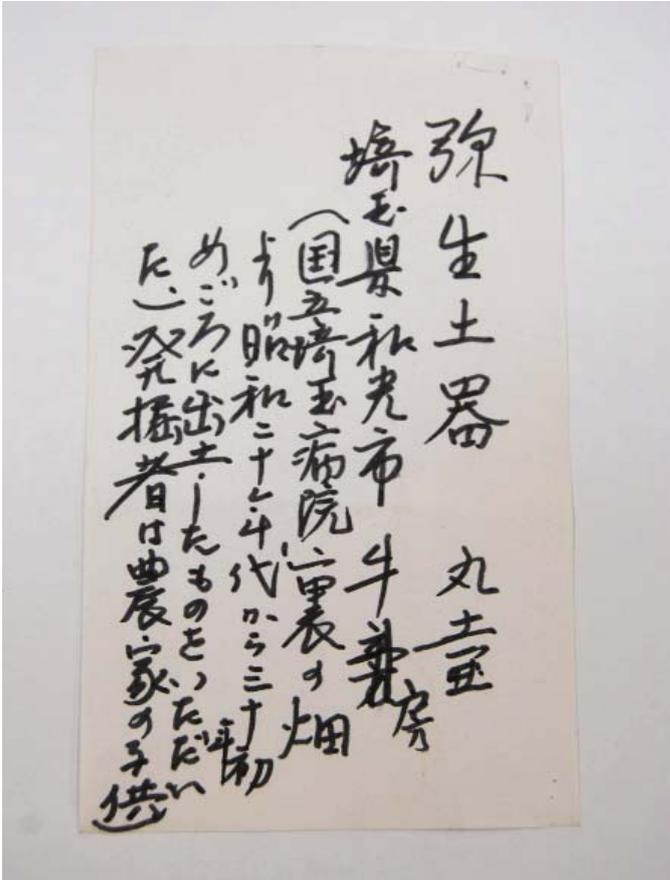
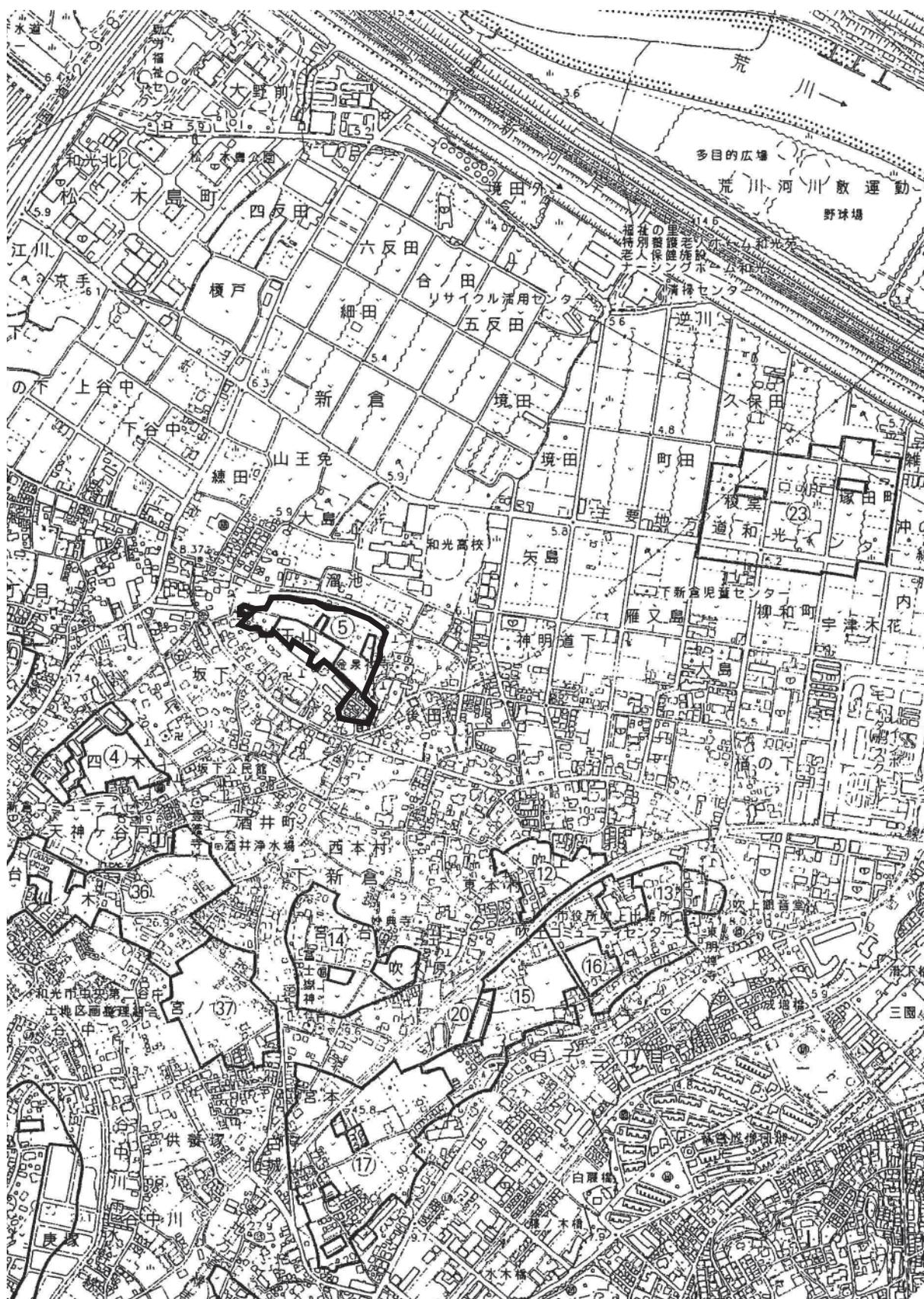


図 3 書付



S=1/10000

図4 ⑤午王山遺跡 位置図

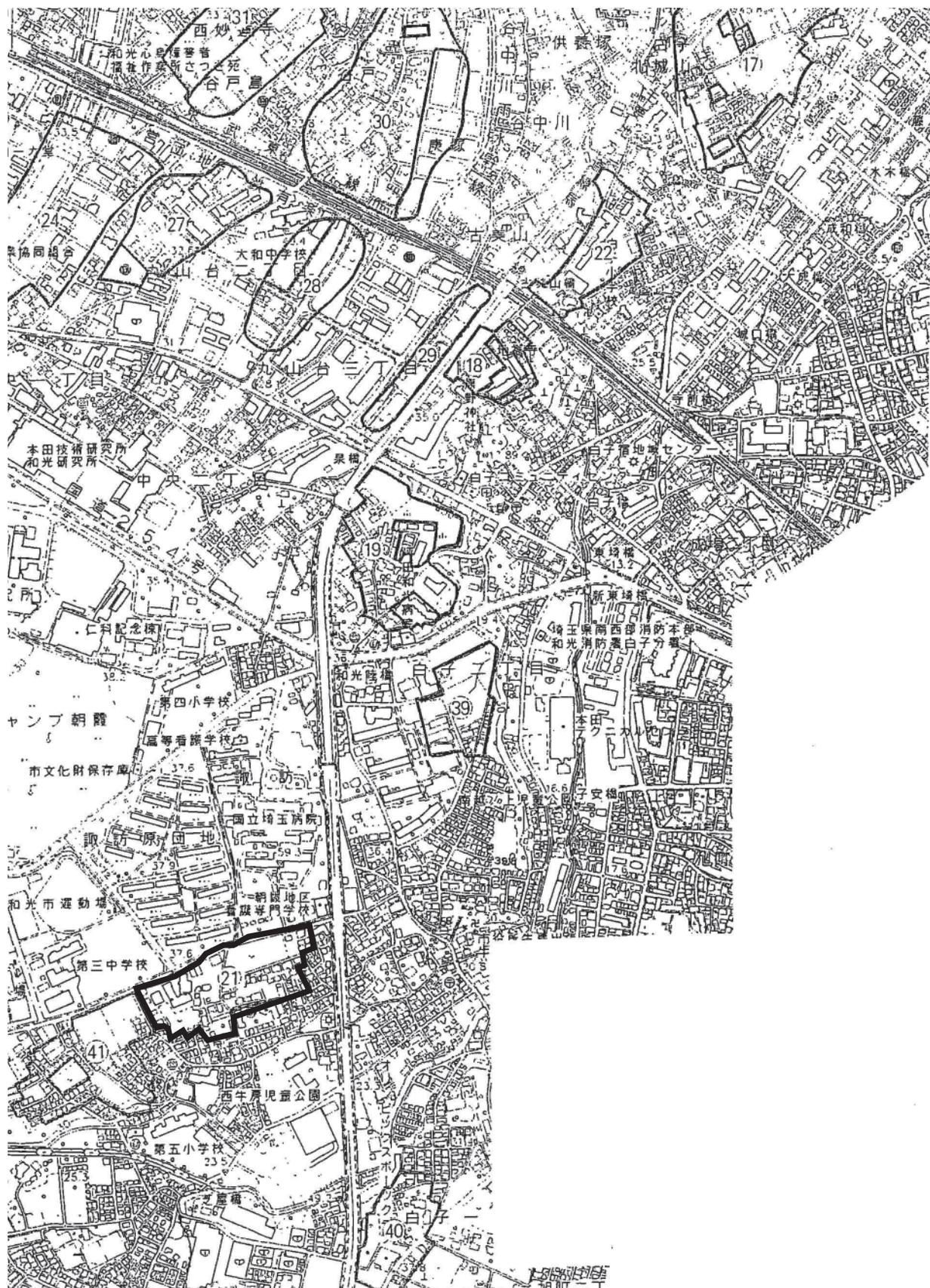


図5 ②牛房遺跡 位置図(全体)



図6 牛房遺跡位置図

#### 4. 土器観察

図7の土器が寄贈された土器である。口縁部が欠損しているが、頸部から胴部まで完形に近い土器である。

法量は、残存高 14.5cm 胴部最大径 14.7cm 底径 4.2cm を測る。器形は、胴部は球形に近く胴部下方でゆるくすぼまる。頸部は強く屈曲し、頸部直上の口縁は丸味をもって立ち上がっている。

器面調整は、全体的にハケ目調整後丁寧なヘラミガキが全体に施されている。

ヘラミガキの方向は、口縁部は横方向ヘラミガキ。頸部は縦方向ヘラミガキ。胴部上半はななめ方向ヘラミガキ。胴部下半は横方向から縦方向ヘラミガキが施されている。

色調は、明黄褐色 2.5Y6/6<sup>3</sup> である。

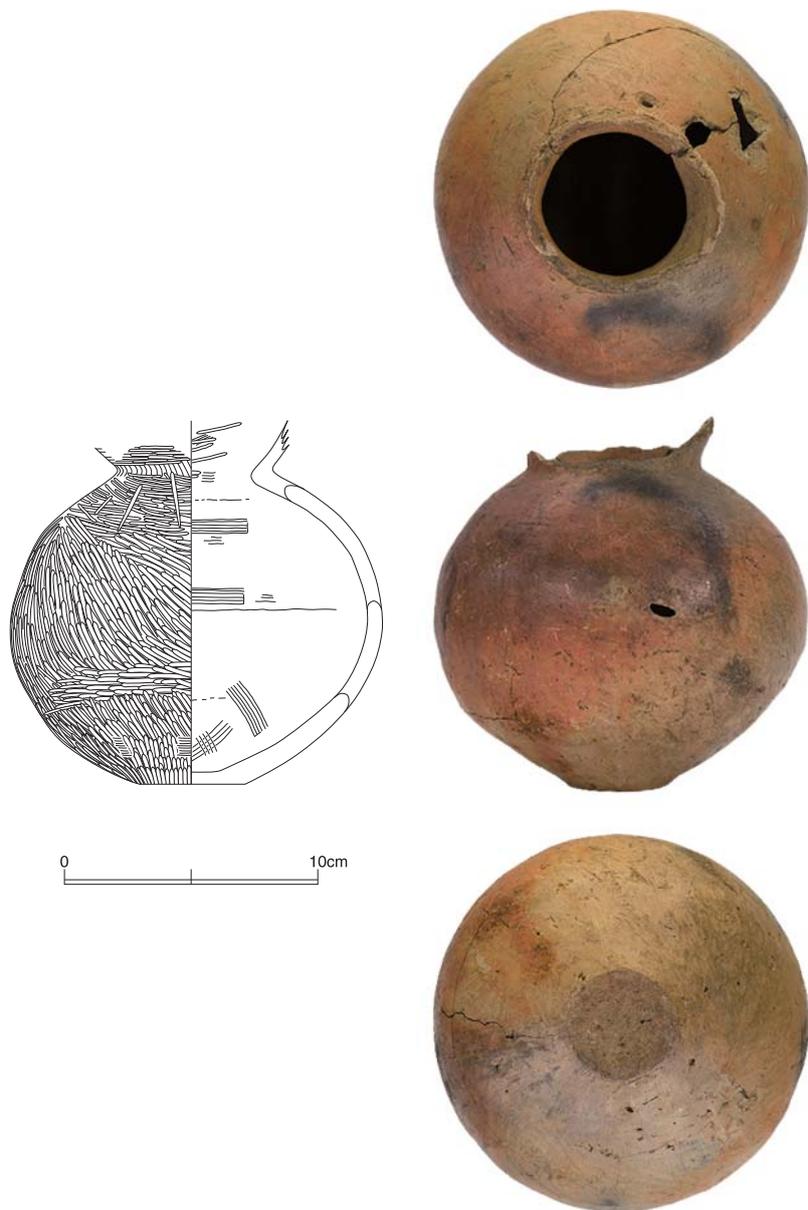


図7 実測図

## 5. まとめ

寄贈を受けた土器は、胴部が球形に近く底径が小さい壺形土器である。また、大き目の<sup>かんがた</sup>埴形土器とも言える。

やすい あきら（和光市教育委員会）

時期は牛房遺跡の発掘調査経歴がなく定かではないが、『和光市史』での牛房遺跡表面採取資料の土器と比較検討し古墳時代前期のものと推定した。

牛房遺跡西側に隣接している南一丁目地域の越後山遺跡では7回の発掘調査が行われ、縄文時代の集落と古墳時代前期の遺構・遺物が発見されており、弥生時代の遺構・遺物は出土していないことがわかっている。

和光市内の遺跡分布状況と周辺の出土遺構・遺物状況からも、この土器は、牛房遺跡出土の古墳時代の土器と考えられる。

## 【註】

1. 間宮士信ほか 2000 『新編武蔵国風土記』 新座郡二編 (株)文献出版 p 150
2. 和光市 1981 『和光市史 史料編1 自然・原始・古代・中世・近世(地誌・紀行)』 和光市 p 440-444
3. 小山正忠ほか 2011 『新版 標準土色帖』 日本色研事業株式会社

## 【引用・参考文献】

- 小山正忠ほか 2011 『新版 標準土色帖』 日本色研事業株式会社
- 間宮士信ほか 2000 『新編武蔵国風土記』 新座郡二編 (株)文献出版
- 和光市遺跡調査会・和光市教育委員会 2006 『花ノ木遺跡(第7次・8次)・越後山遺跡(第3次)』 和光市埋蔵文化財調査報告書第37集 和光市遺跡調査会・和光市教育委員会
- 和光市遺跡調査会・和光市教育委員会 2013 『越後山遺跡(第2次・第6次調査)一宅地造成工事に伴う発掘調査報告書一』 和光市埋蔵文化財調査報告書第50集 和光市遺跡調査会・和光市教育委員会
- 和光市教育委員会 2016 『市内遺跡発掘調査報告書

# 【実績報告】 平成 29 年度 和光市埋蔵文化財調査年報

江口 やよい

## 1. はじめに

この年報は、和光市教育委員会が平成 29 年度に実施した埋蔵文化財に関わる調査をまとめたものである。今年度、試掘調査を 17 件、工事立会を 11 件、計 28 件の調査を実施した。

試掘調査は、重機と人力による掘削作業と、測量・記録撮影を行った。工事立会は、作業状況を確認したのち記録撮影を行った。

調査ごとに、調査地の諸情報と概要、試掘調査については調査範囲を平面図化・断面図化し、また、作業状況等を撮影した写真により報告しまとめた。

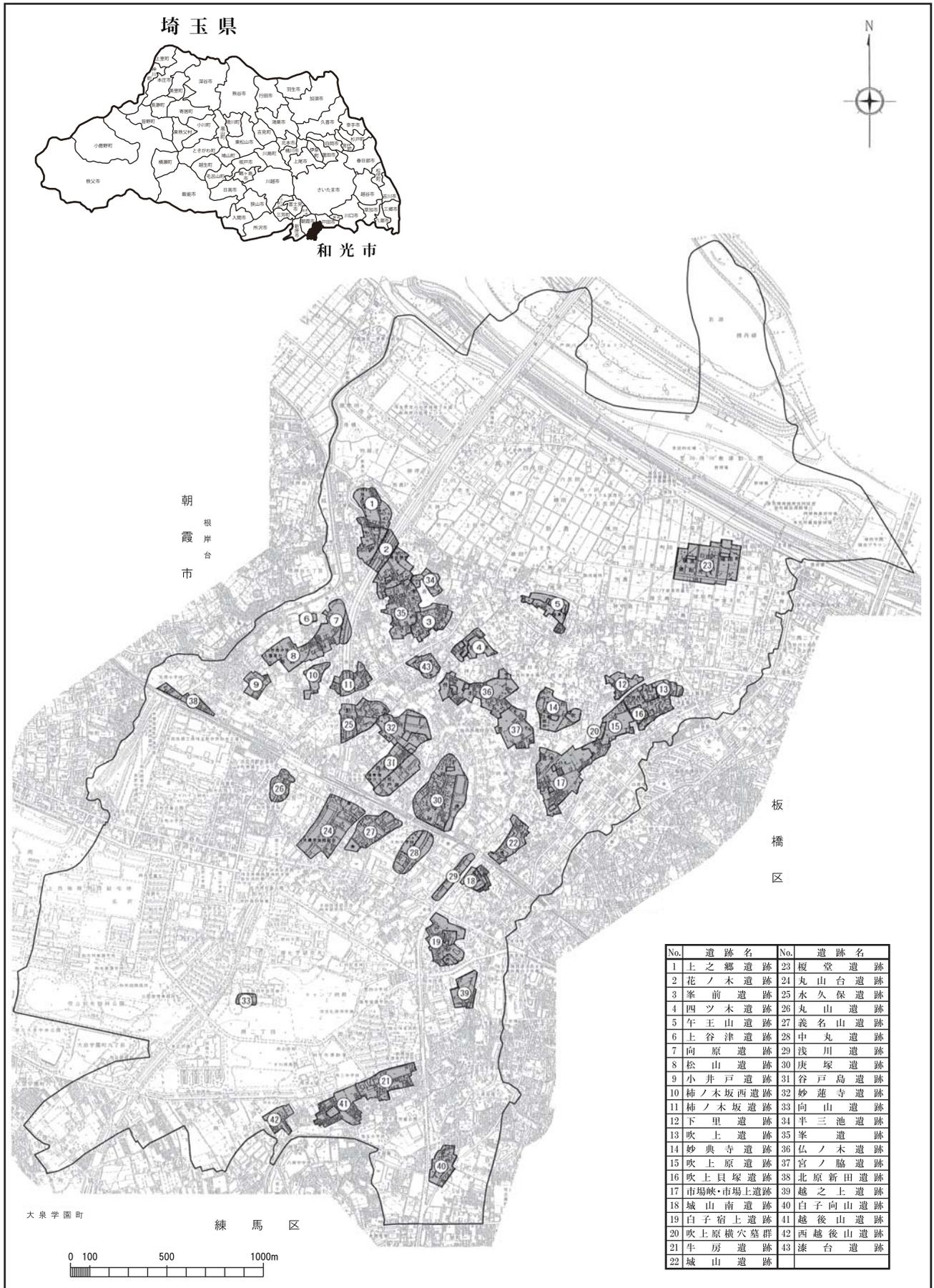
## 2. 表記の仕方

1. 挿図の縮尺は図中に示したとおりである。調査地点位置図は、試掘調査については 1/2500、工事立会については 1/5000、確認調査トレンチ配置図は 1/400、トレンチ柱状図は 1/80 であるが、一部異なる縮尺のものを含む。
2. 調査地点位置図は、和光市役所発行の地形図（平成 20 年修正）を一部加筆・修正加工して使用した。
3. 遺跡名の前に表記したNo.は、一覧表の番号と一致する。なお、ページ順については、試掘調査を調査日順に掲載した後、工事立会をまとめて紹介した。

資料 1 平成 29 年度 埋蔵文化財確認調査一覧表

No.	遺 跡 名	原 因	調 査 日	調 査 地	面積 (㎡)	調 査 概 要
1	牛房遺跡 (No. 11-021)	個人住宅建設	H29. 5. 16	南1丁目2261-16、 -19	210	遺構・遺物は確認されなかった。
2	宮ノ脇遺跡 (No. 11-037)	個人住宅建設	H29. 5. 18	下新倉3丁目 1043-4	239	遺構・遺物は確認されなかった。
3	仏ノ木遺跡 (No. 11-036)	電柱設置工事	H29. 5. 22	下新倉4丁目839-1	1	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
4	谷戸島遺跡 (No. 11-031)	共同住宅建設	H29. 5. 25	下新倉字谷戸島 1261-1、1271-16	155	遺構・遺物は確認されなかった。
5	庚塚遺跡 (No. 11-030)	個人住宅建設	H29. 6. 9	下新倉字庚塚68街 区3-2画地	184. 82	遺構・遺物は確認されなかった。
6	水久保遺跡 (No. 11-025)	土地区画整理	H29. 6. 29	新倉1丁目3687	400	遺構・遺物は確認されなかった。
7	白子宿上遺跡 (No. 11-019)	水道管給水工事	H29. 7. 11	白子2丁目13番地 先	140	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
8	下里遺跡 (No. 11-012)	ガス管配給工事	H29. 7. 15	下新倉4-24	51	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
9	北原新田遺跡 (No. 11-038)	ガス管配給工事	H29. 8. 1	新倉1-4、-5	87	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
10	市場峽・市場上遺跡 (No. 11-017)	ガス管配給工事	H29. 8. 7	白子3-10、-27	23	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。

No.	遺跡名	原因	調査日	調査地	面積 (㎡)	調査概要
11	吹上原遺跡 (No. 11-015)	土地区画整理	H29. 8. 8	白子3丁目178-1、 186-8、-13、187	510	遺構・遺物は確認されなかった。
12	城山遺跡 (No. 11-022)	共同住宅建設	H29. 8. 25	白子3丁目4536-1、 4537-1、4538-2	674	遺構・遺物は確認されなかった。
13	水久保遺跡 (No. 11-025)	ガス管配給工事	H29. 9. 4	新倉1-13、-14、 下新倉2-30	43.95	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
14	仏ノ木遺跡 (No. 11-036)	水道管給水工事	H29. 10. 17	下新倉4丁目2-53 先	14.6	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
15	白子宿上遺跡 (No. 11-019)	共同住宅建設	H29. 10. 31	白子2丁目1457番1	338.83	遺構・遺物は確認されなかった。
16	市場峽・市場上遺跡 (No. 11-017)	ガス管配給工事	H29. 11. 6	白子3-6-52	2.1	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
17	仏ノ木遺跡 (No. 11-036)	分譲住宅建設	H29. 11. 7	下新倉4丁目826番 4の一部、826番5	2975	遺構・遺物は確認されなかった。
18	水久保遺跡 (No. 11-025)	土地区画整理	H29. 11. 10	新倉1丁目3684-4	100	遺構・遺物は確認されなかった。
19	上之郷遺跡 (No. 11-001)	分譲住宅建設	H29. 11. 17	新倉2-19-33	100	遺構・遺物は確認されなかった。
20	越後山遺跡 (No. 11-041)	水道管配給工事	H29. 12. 1	南1丁目10番地先	229.7	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
21	峯遺跡 (No. 11-035)	個人住宅建設	H29. 12. 20	新倉2-3005-1	586.18	遺構・遺物は確認されなかった。
22	下里遺跡 (No. 11-012)	樹木伐採抜根	H30. 1. 11	下新倉4丁目2255 -1、-2	638	遺構・遺物は確認されなかった。
23	下里遺跡 (No. 11-012)	共同住宅建設	H30. 1. 17	下新倉4丁目 4428-1、4429-1、 4436-1	660	遺構・遺物は確認されなかった。
24	柿ノ木坂遺跡 (No. 11-011)	個人住宅建設	H30. 1. 30	新倉1丁目3768番7	101	遺構・遺物は確認されなかった。
25	越後山遺跡 (No. 11-041)	ガス管配給工事	H30. 2. 9	南1丁目10	0.6	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
26	水久保遺跡 (No. 11-025)	共同住宅建設	H30. 3. 15	新倉1丁目3662番 1、3663番	348	遺構・遺物は確認されなかった。
27	上之郷遺跡 (No. 11-001)	電柱設置工事	H30. 3. 15	新倉2丁目3206番 29	1	掘削範囲が狭小のため、 工事立会。
28	水久保遺跡 (No. 11-025)	土地区画整理	H30. 3. 29	新倉1丁目3690番	667	遺構・遺物は確認されなかった。



第 1 図 和光市遺跡分布地図

## 試掘調査

### No.1 牛房遺跡

調査目的 個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

所在地 和光市南1丁目2261-16、-19

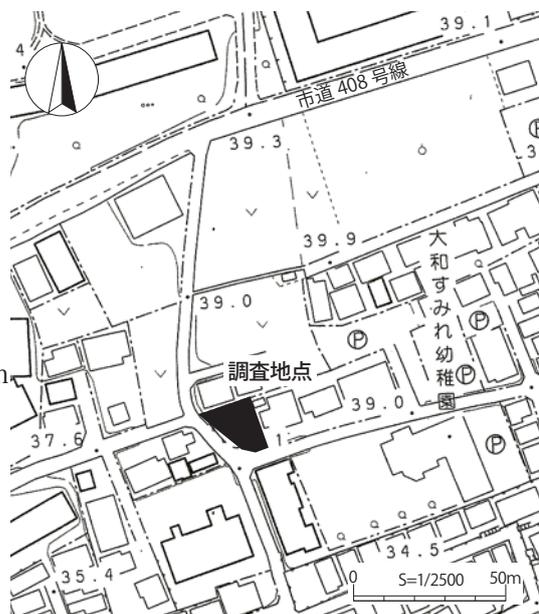
調査日 平成29年5月16日

調査面積 210㎡

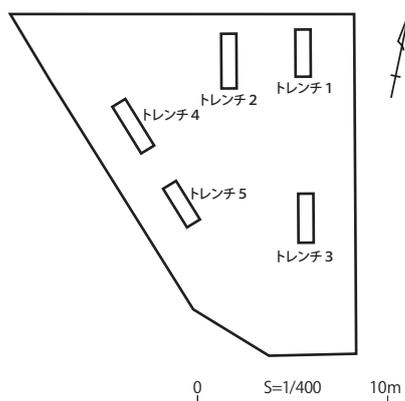
#### 調査概要

調査地は、牛房遺跡 (No.11-021) の中央南側に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m40cm～2m90cmのトレンチを5本設定した(第3図)。遺構確認面をローム層面とし、調査区全体を100cm～140cm程度まで掘り下げた(第4図)。

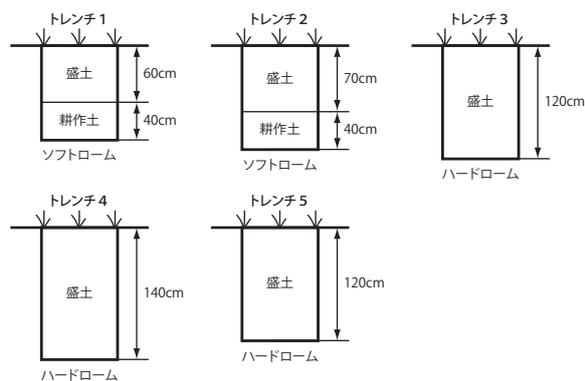
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第2図 調査地点位置図



第3図 確認調査トレンチ配置図



第4図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.2 宮ノ脇遺跡

調査目的 個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

所在地 和光市下新倉3丁目1043-4

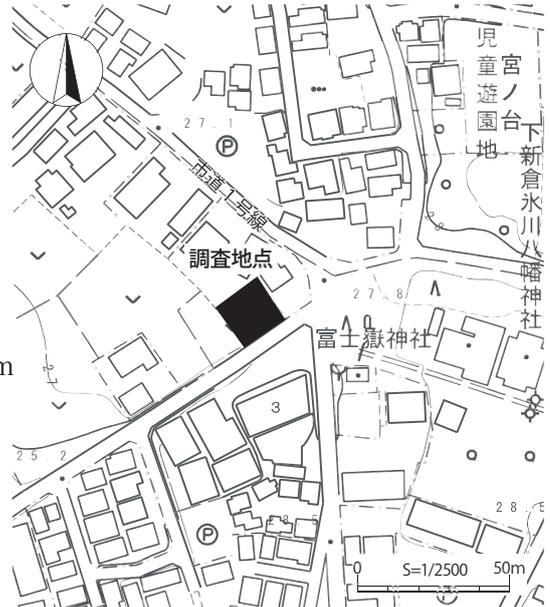
調査日 平成 29 年 5 月 18 日

調査面積 239 m<sup>2</sup>

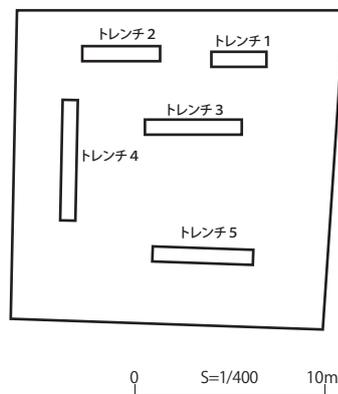
#### 調査概要

調査地は、宮ノ脇遺跡 (No.11-037) の南東に位置する。調査は、対象地内に幅約 80cm 長さ約 2m90cm ~ 6m40cm のトレンチを 5 本設定した (第 6 図)。遺構確認面をローム層面とし、調査区全体を 50cm ~ 60cm 程度まで掘り下げた (第 7 図)。

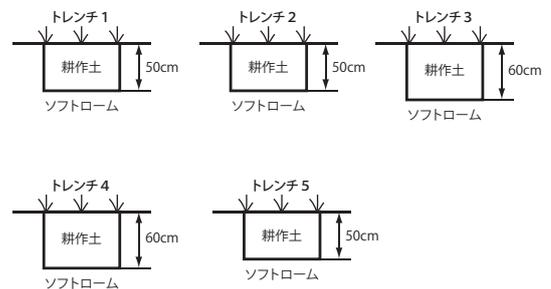
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 5 図 調査地点位置図



第 6 図 確認調査トレンチ配置図



第 7 図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.4 谷戸島遺跡

**調査目的** 共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市下新倉字谷戸島 1261-1、1271-16

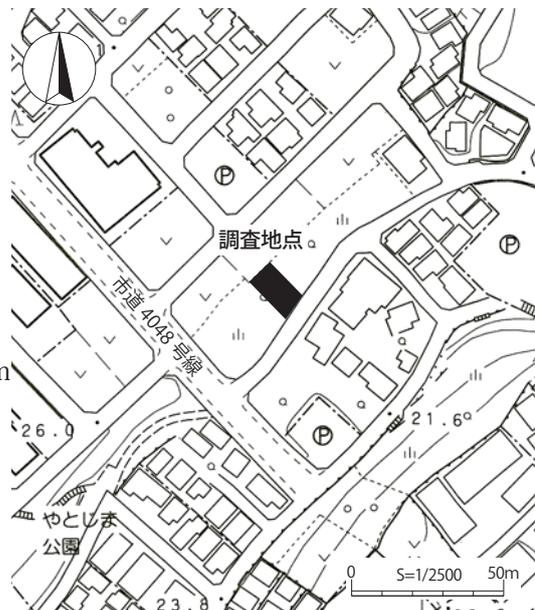
**調査日** 平成29年5月25日

**調査面積** 155㎡

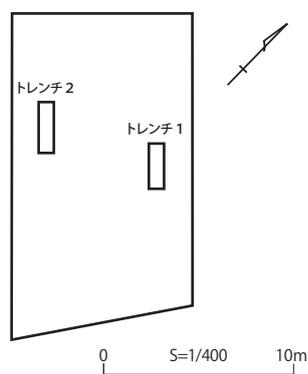
#### 調査概要

調査地は、谷戸島遺跡（No.11-031）の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m40cmと2m70cmのトレンチを2本設定した（第9図）。遺構確認面をローム層面とし、調査区全体を110cm～150cm程度まで掘り下げた（第10図）。

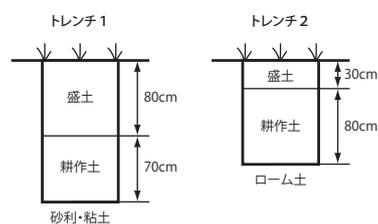
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第8図 調査地点位置図



第9図 調査区位置図



第10図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.5 庚塚遺跡

調査目的 個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

所在地 和光市下新倉字庚塚68街区3-2画地

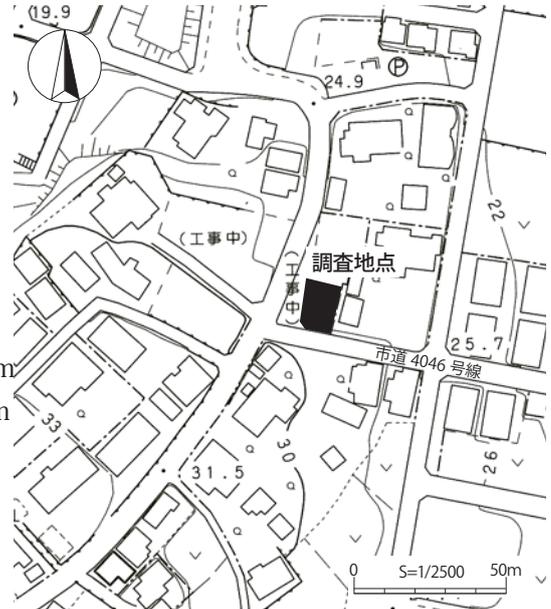
調査日 平成29年6月9日

調査面積 184.82㎡

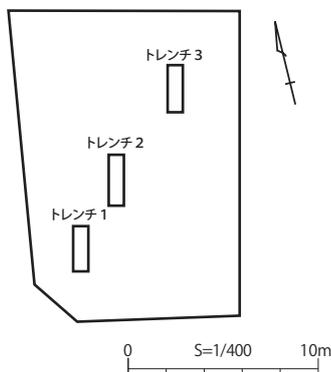
#### 調査概要

調査地は、庚塚遺跡（No.11-030）の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m40cm～2m70cmのトレンチを3本設定した（第12図）。調査区全体を80cm～90cm程度まで掘り下げた（第13図）。

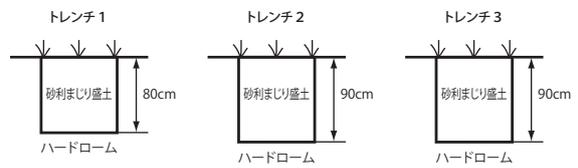
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第11図 調査地点位置図



第12図 調査区位置図



第13図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.6 水久保遺跡

**調査目的** 土地区画整理に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市下新倉1丁目3687

**調査日** 平成29年6月29日

**調査面積** 400㎡

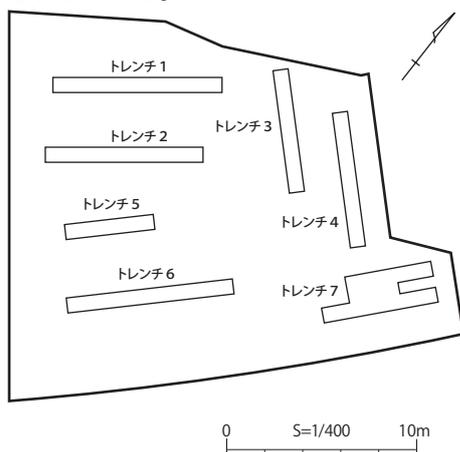
#### 調査概要

調査地は、水久保遺跡（No.11-025）の南東端に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約4m70cm～8m90cmのトレンチを6本、幅約2m20cm長さ約6m10cmの不定形なトレンチを1本設定した（第15図）。調査区全体を40cm～90cm程度まで掘り下げた（第16図）。

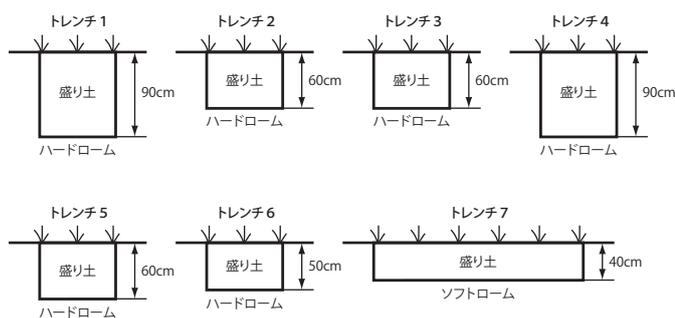
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第14図 調査地点位置図



第15図 調査区位置図



第16図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.11 吹上原遺跡

調査目的 土地区画整理に伴う埋蔵文化財確認調査  
 所在地 和光市白子3丁目178-1、186-8、-13、187  
 調査日 平成29年8月8日  
 調査面積 510㎡

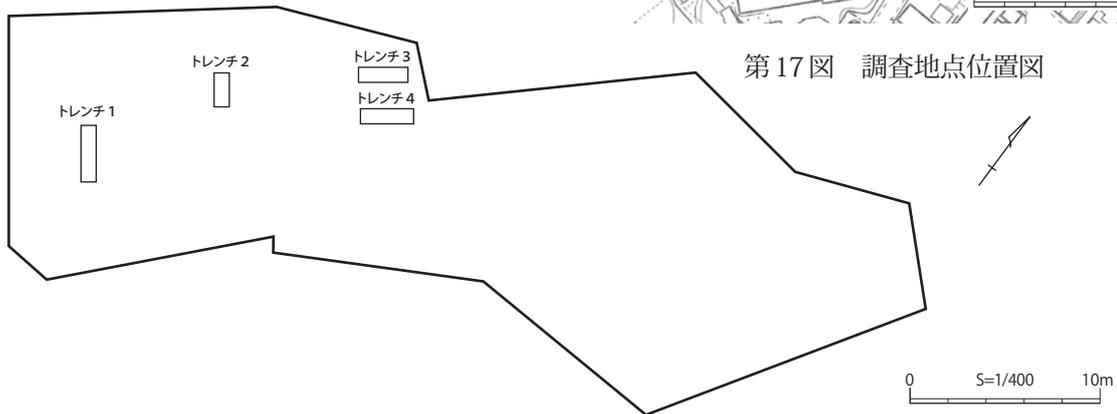
#### 調査概要

調査地は、吹上原遺跡（No.11-015）の南東に位置する。  
 調査は、対象地内に幅約80cm長さ約1m80cm～3mの  
 トレンチを4本設定した（第18図）。調査区全体を40cm～  
 60cm程度まで掘り下げた（第19図）。

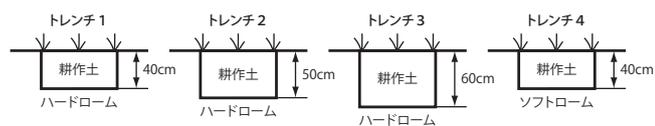
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は  
 認められなかった。



第17図 調査地点位置図



第18図 調査区位置図



第19図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.12 城山遺跡

**調査目的** 共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査  
**所在地** 和光市白子3丁目4536-1、4537-1、4538-2  
**調査日** 平成29年8月25日  
**調査面積** 674㎡

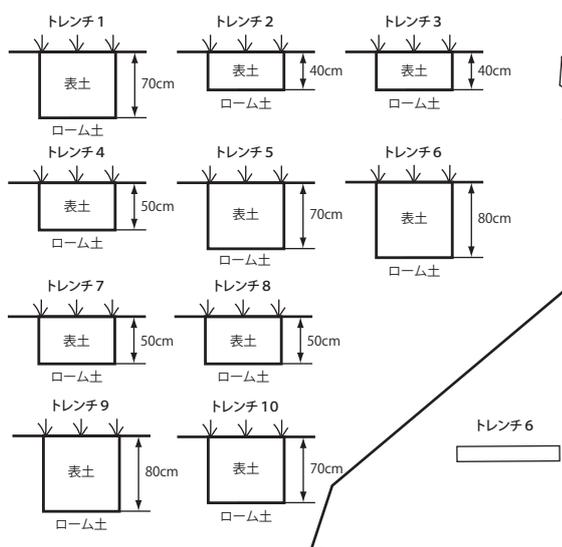
#### 調査概要

調査地は、城山遺跡（No.11-022）の北端に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約5m40cm～10m10cmのトレンチを10本設定した（第22図）。調査区全体を40cm～80cm程度まで掘り下げた（第21図）。

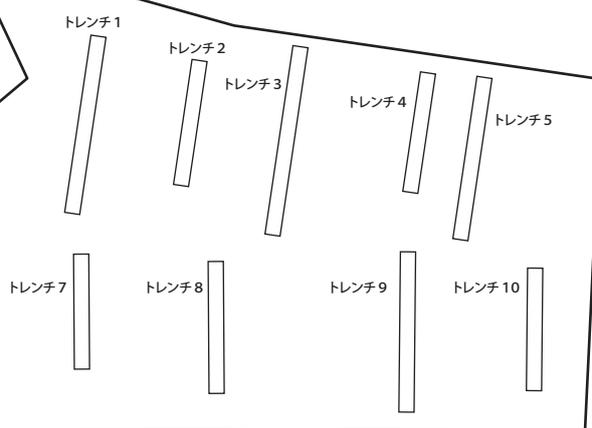
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第20図 調査地点位置図



第21図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



第22図 調査区位置図



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.15 白子宿上遺跡

**調査目的** 共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市白子2丁目1457-1

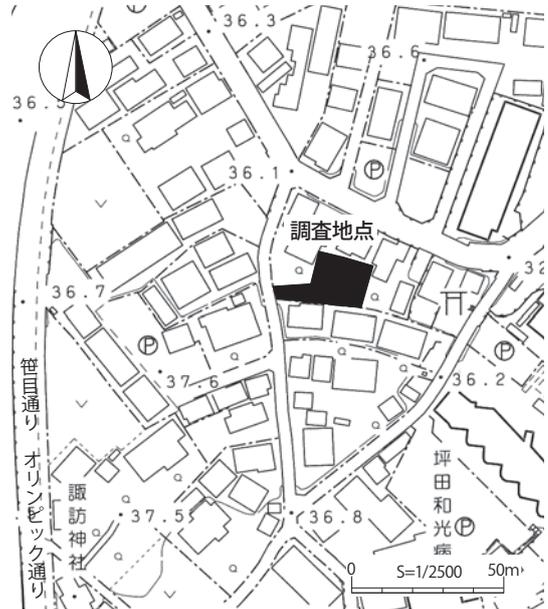
**調査日** 平成29年10月31日

**調査面積** 338.83㎡

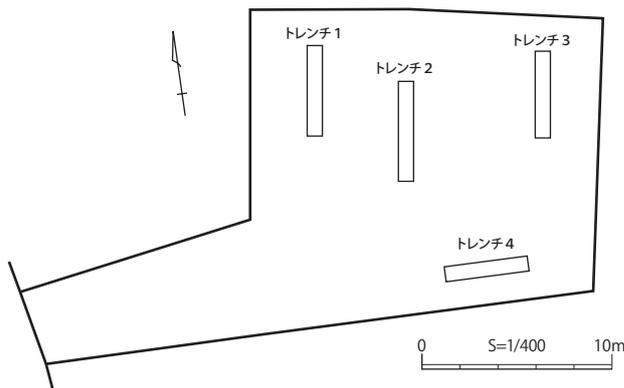
#### 調査概要

調査地は、白子宿上遺跡 (No.11-019) の中央西寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約4m40cm～5m30cmのトレンチを4本設定した(第24図)。調査区全体を60cm～100cm程度まで掘り下げた(第25図)。

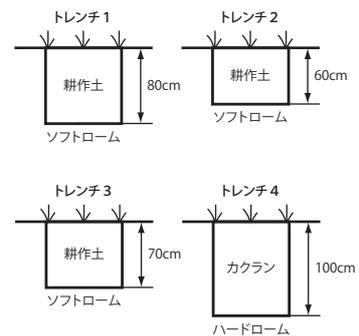
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第23図 調査地点位置図



第24図 調査区位置図



第25図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

試掘調査

No.17 仏ノ木遺跡

調査目的 分譲住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査  
 所在地 和光市下新倉4丁目826-4の一部、826-5  
 調査日 平成29年11月7日  
 調査面積 2975㎡

調査概要

調査地は、仏ノ木遺跡 (No.11-036) の中央に位置する。  
 調査は、対象地内に幅約80cm長さ約3m～10m20cmの  
 トレンチを27本設定した (第27図)。調査区全体を40cm  
 ～100cm程度まで掘り下げた (第28図)。

調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第26図 調査地点位置図

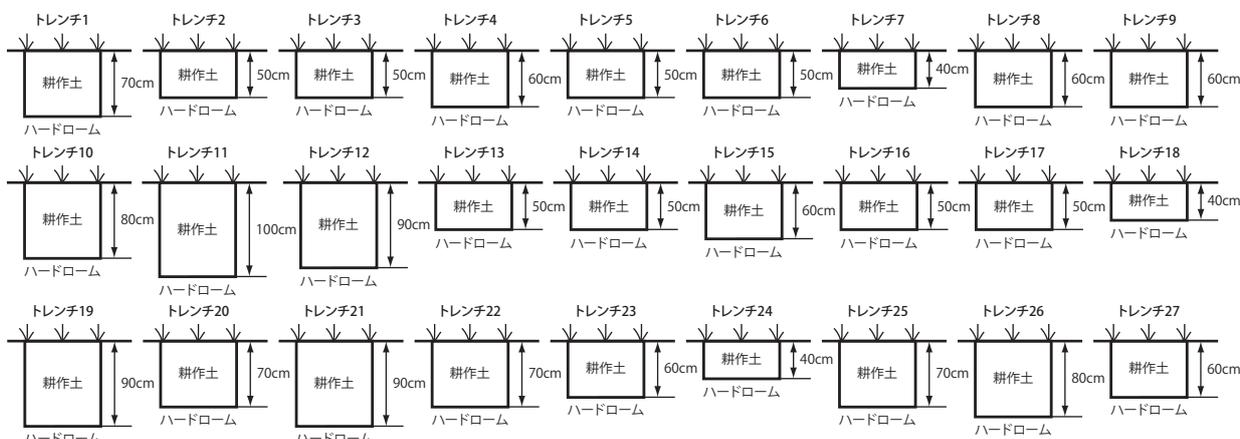


第27図 調査区位置図



作業状況

掘削状況



第28図 トレンチ柱状図 (S=1/80)

## 試掘調査

# No.18 水久保遺跡

**調査目的** 土地区画整理に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市新倉1丁目3684-4

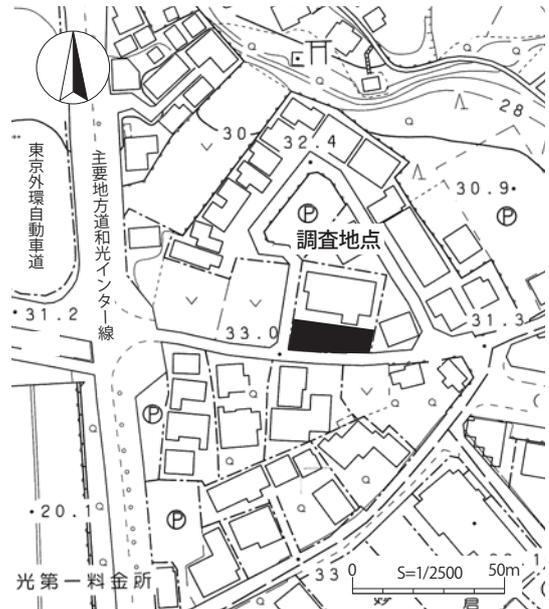
**調査日** 平成29年11月10日

**調査面積** 100㎡

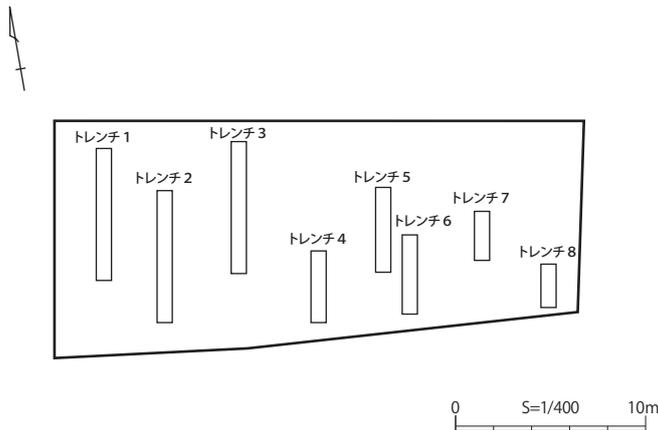
### 調査概要

調査地は、水久保遺跡 (No.11-025) の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m30cm～7mのトレンチを8本設定した (第30図)。調査区全体を60cm～90cm程度まで掘り下げた (第31図)。

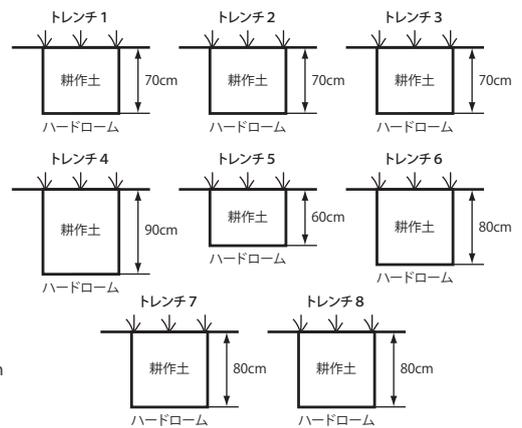
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第29図 調査地点位置図



第30図 調査区位置図



第31図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.19 上之郷遺跡

**調査目的** 分譲住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市新倉2丁目19-33

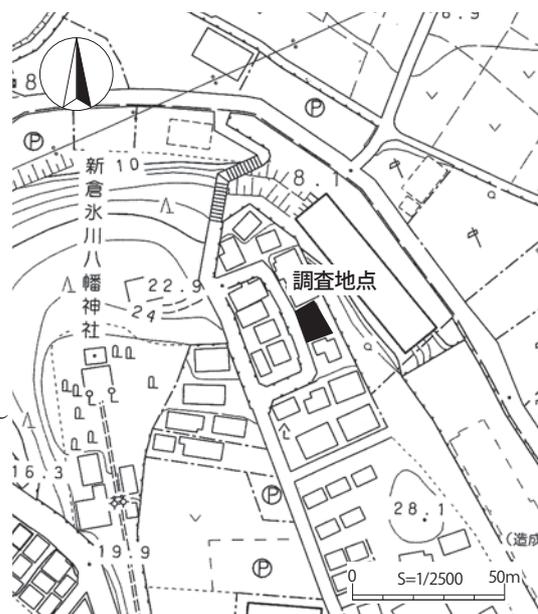
**調査日** 平成29年11月17日

**調査面積** 100㎡

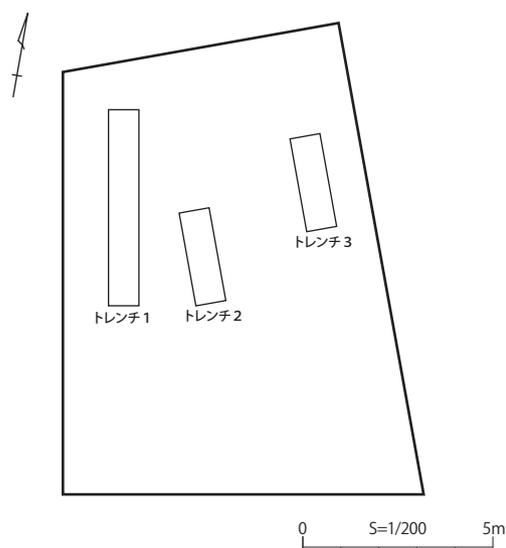
#### 調査概要

調査地は、上之郷遺跡（No.11-001）の中央北寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m50cm～5mのトレンチを3本設定した（第33図）。調査区全体を40cm～80cm程度まで掘り下げた（第34図）。

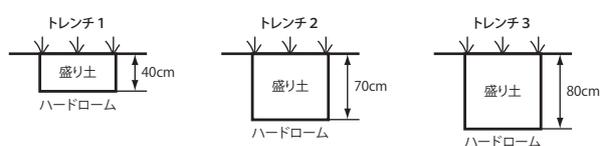
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第32図 調査地点位置図



第33図 調査区位置図



第34図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.21 峯遺跡

調査目的 個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

所在地 和光市新倉 2 丁目 3005-1

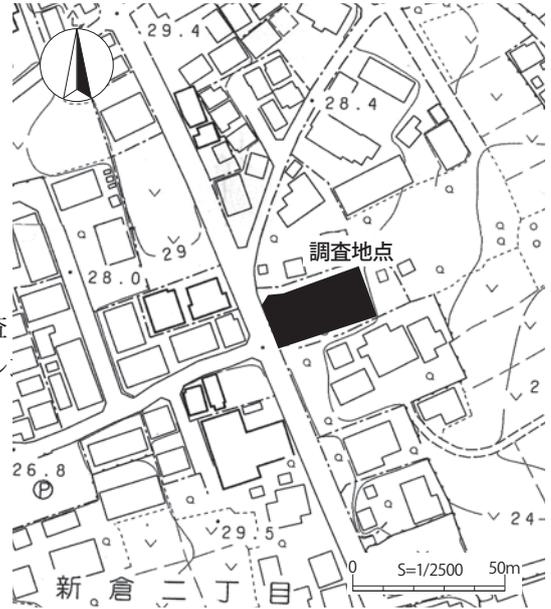
調査日 平成 29 年 12 月 20 日

調査面積 586.18 m<sup>2</sup>

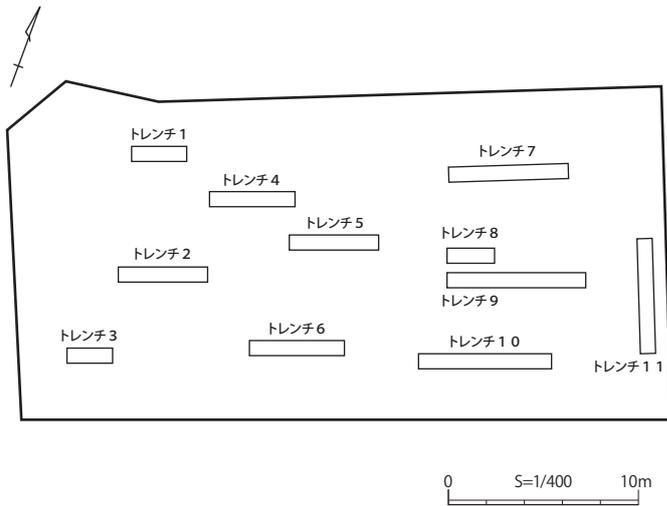
#### 調査概要

調査地は、峯遺跡 (No.11-035) の北東寄りに位置する。調査は、対象地内に幅約 80cm 長さ約 2m40cm ~ 7m30cm のトレンチを 11 本設定した (第 36 図)。調査区全体を 50cm ~ 80cm 程度まで掘り下げた (第 37 図)。

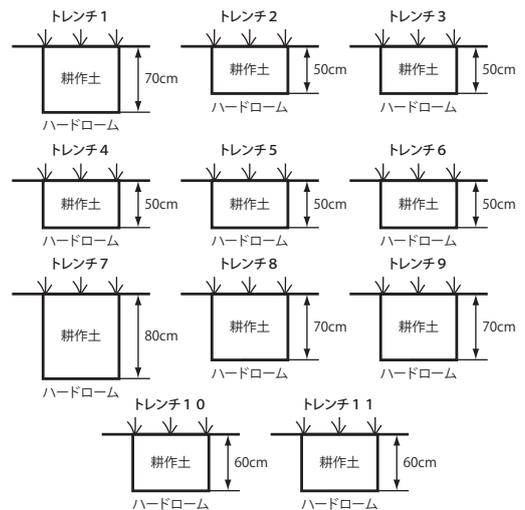
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第 35 図 調査地点位置図



第 36 図 調査区位置図



第 37 図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.22 下里遺跡

調査目的 樹木伐採抜根に伴う埋蔵文化財確認調査

所在地 和光市下新倉4丁目2255-1、-2

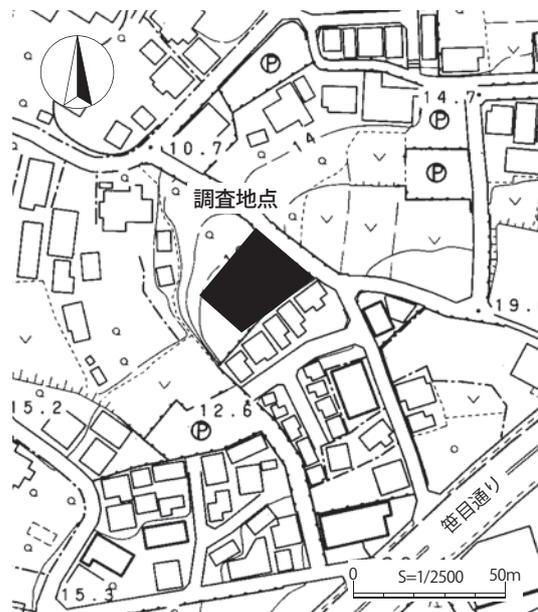
調査日 平成30年1月11日

調査面積 638㎡

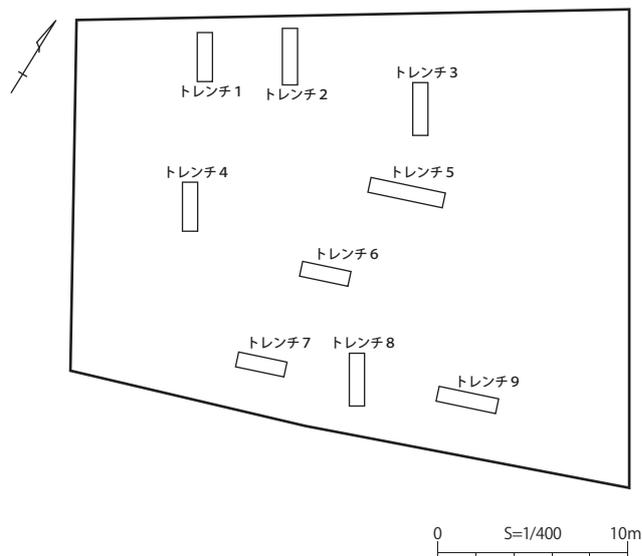
#### 調査概要

調査地は、下里遺跡（No.11-012）の西端に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m60cm～4mのトレンチを9本設定した（第39図）。調査区全体を40cm～100cm程度まで掘り下げた（第40図）。

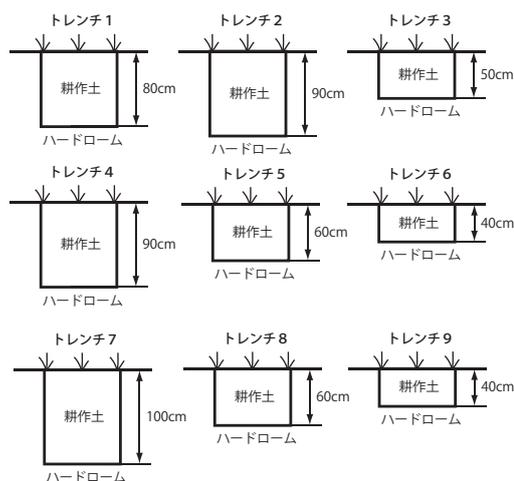
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第38図 調査地点位置図



第39図 調査区位置図



第40図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

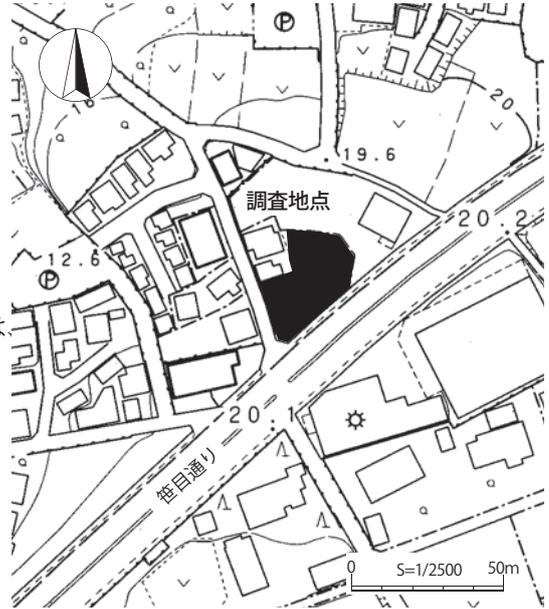
### No.23 下里遺跡

**調査目的** 共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査  
**所在地** 和光市下新倉4丁目4428-1、4429-1、4436-1  
**調査日** 平成30年1月17日  
**調査面積** 660㎡

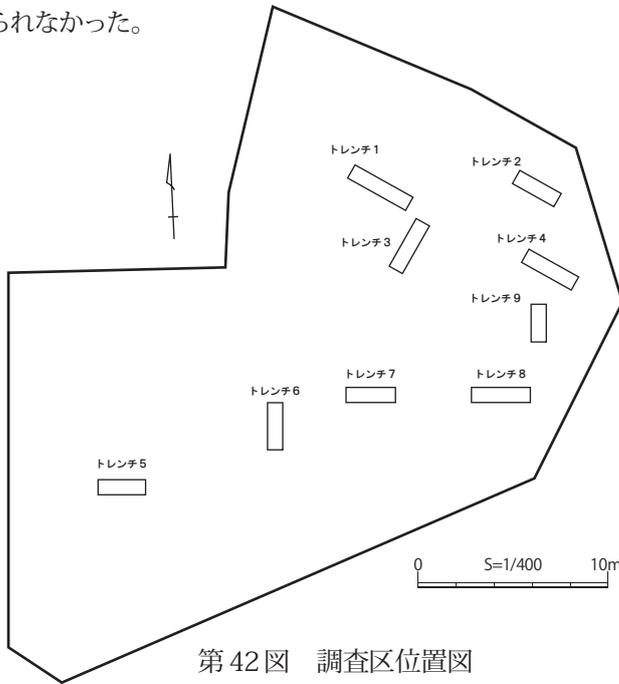
#### 調査概要

調査地は、下里遺跡 (No.11-012) の南端に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m～3m10cmのトレンチを9本設定した(第42図)。調査区全体を70cm～100cm程度まで掘り下げた(第43図)。

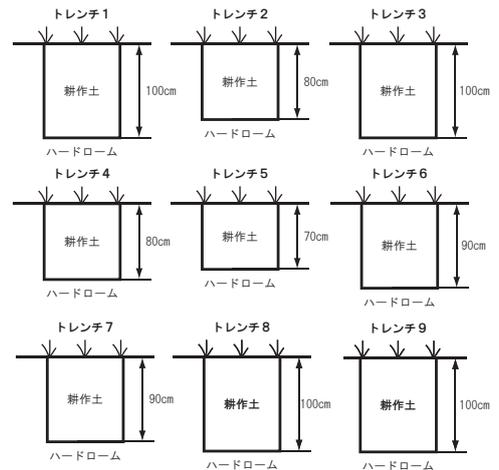
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第41図 調査地点位置図



第42図 調査区位置図



第43図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.24 柿ノ木坂遺跡

**調査目的** 個人住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市新倉1丁目3768-7

**調査日** 平成30年1月30日

**調査面積** 101㎡

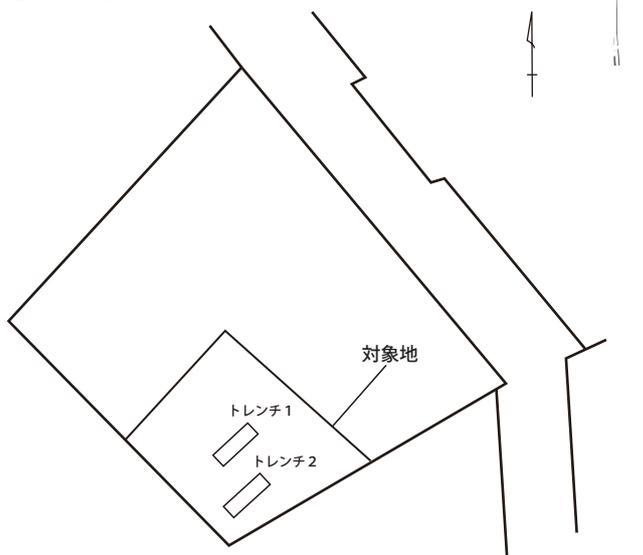
#### 調査概要

調査地は、柿ノ木坂遺跡（No.11-011）の東に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m50cmと2m60cmのトレンチを2本設定した（第45図）。調査区全体を120cm～130cm程度まで掘り下げた（第46図）。

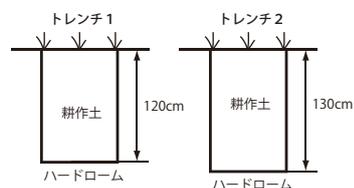
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第44図 調査地点位置図



第45図 調査区位置図



第46図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.26 水久保遺跡

**調査目的** 共同住宅建設に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市新倉1丁目3662番1、3663番

**調査日** 平成30年3月15日

**調査面積** 348㎡

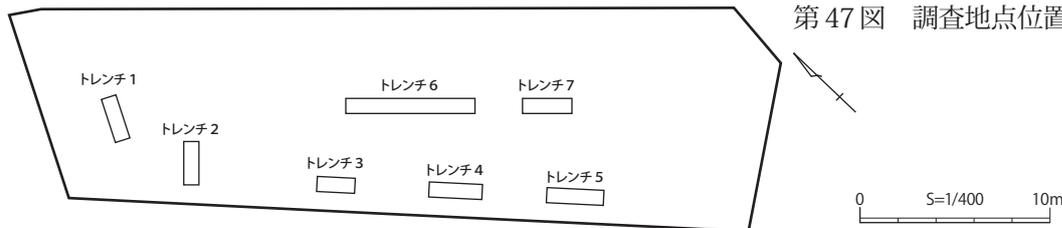
#### 調査概要

調査地は、水久保遺跡（No.11-025）の東端に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約2m～6m80cmのトレンチを7本設定した（第48図）。調査区全体を30cm～130cm程度まで掘り下げた（第49図）。

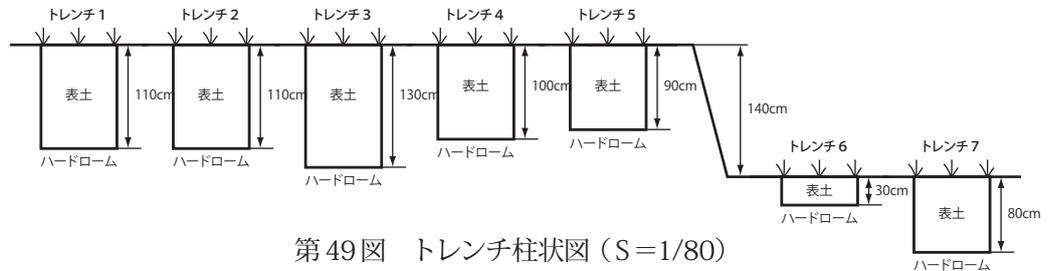
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第47図 調査地点位置図



第48図 調査区位置図



第49図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



作業状況



掘削状況

## 試掘調査

### No.28 水久保遺跡

**調査目的** 土地区画整理に伴う埋蔵文化財確認調査

**所在地** 和光市新倉1丁目3690

**調査日** 平成30年3月29日

**調査面積** 667㎡

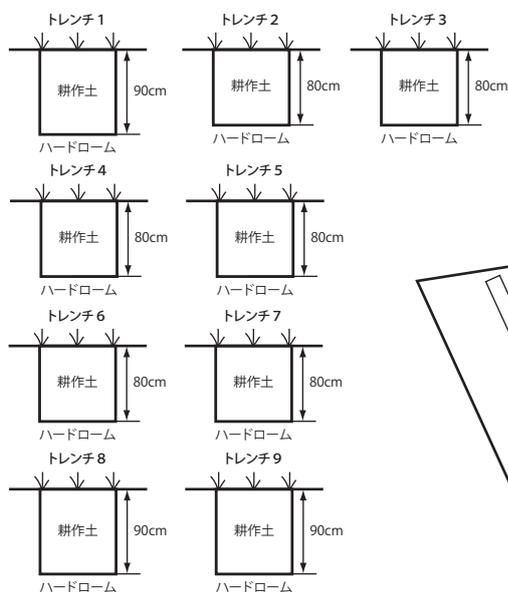
#### 調査概要

調査地は、水久保遺跡 (No.11-025) の中央に位置する。調査は、対象地内に幅約80cm長さ約4m50cm～9m30cmのトレンチを9本設定した (第52図)。調査区全体を80cm～90cm程度まで掘り下げた (第51図)。

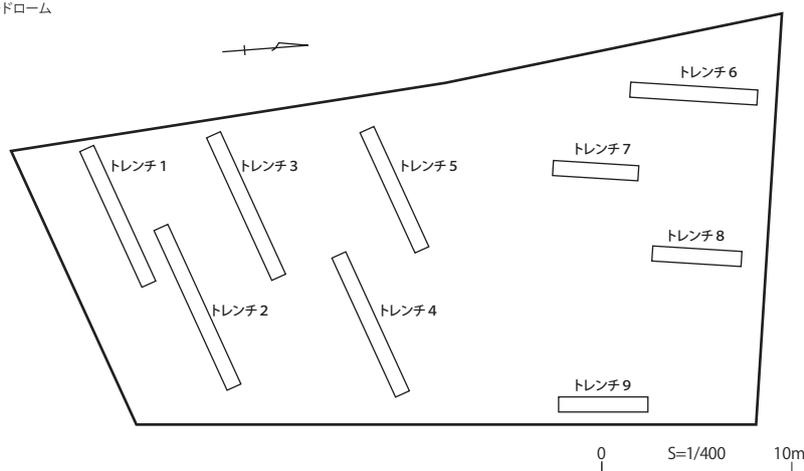
調査の結果、本地点では、遺構・遺物包含層及び遺物は認められなかった。



第50図 調査地点位置図



第51図 トレンチ柱状図 (S=1/80)



第52図 調査区位置図



作業状況



掘削状況

## 工事立会

### No.3 仏ノ木遺跡

開発目的 電柱設置工事  
所在地 和光市下新倉4丁目839-1  
調査日 平成29年5月22日  
開発面積 1㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第53図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.7 白子宿上遺跡

開発目的 水道管給水工事  
所在地 和光市白子2丁目13番地先  
調査日 平成29年7月11日  
開発面積 140㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第54図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.8 下里遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
所在地 和光市下新倉4丁目24  
調査日 平成29年7月15日  
開発面積 51㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



完了状況



第55図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.9 北原新田遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
所在地 和光市新倉1丁目-4、-5  
調査日 平成29年8月1日  
開発面積 87㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第56図 調査地点位置図

工事立会

No.10 市場峡・市場上遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
 所在地 和光市白子3丁目-10、-27  
 調査日 平成29年8月7日  
 開発面積 23㎡  
 調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第57図 調査地点位置図

工事立会

No.13 水久保遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
 所在地 和光市新倉1丁目-13、-14、下新倉2丁目-30  
 調査日 平成29年9月4日  
 開発面積 43.95㎡  
 調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第58図 調査地点位置図

工事立会

No.14 仏ノ木遺跡

開発目的 水道管給水工事  
 所在地 和光市下新倉4丁目2-53先  
 調査日 平成29年10月17日  
 開発面積 14.6㎡  
 調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第59図 調査地点位置図

工事立会

No.16 市場峡・市場上遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
 所在地 和光市白子3丁目6-52  
 調査日 平成29年11月6日  
 開発面積 2.1㎡  
 調査概要 狭小のため、工事立会。



完了状況



第60図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.20 越後山遺跡

開発目的 水道管給水工事  
所在地 和光市南1丁目10番地先  
調査日 平成29年12月1日  
開発面積 229.7㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第61図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.25 越後山遺跡

開発目的 ガス管配給工事  
所在地 和光市南1丁目10  
調査日 平成30年2月9日  
開発面積 0.6㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



完了状況



第62図 調査地点位置図

## 工事立会

### No.27 上之郷遺跡

開発目的 電柱設置工事  
所在地 和光市新倉2丁目3206番29  
調査日 平成30年3月15日  
開発面積 1㎡  
調査概要 狭小のため、工事立会。



作業状況



第63図 調査地点位置図

えぐち やよい (和光市教育委員会)

## 執筆者紹介

安井 翠 (和光市教育委員会)  
大内 一雄 (和光市教育委員会)  
江口 やよい (和光市教育委員会)

ISSN 2189-3276

---

和光市デジタルミュージアム紀要 第4号

発行日 平成30(2018)年3月31日発行

編集・発行 和光市教育委員会(担当:生涯学習課)

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

TEL 048-464-1111(代表)

和光市デジタルミュージアムれきたまURL

<http://rekitama-wako.jp>

---



れきたま  
QRコード